

総務財政委員会 案件一覧

(令和8年6月18日・19日開催分)

○付託議案審査 12件

部局	(案) 上程順	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
経営 企画 部	1	第 58 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算 (第 2 次)	1	高野 財政課長
総 務 部	4	第 67 号議案 包括外部監査契約の締結について	1	間 内部統制・情報セキュ リティ担当課長
	3	第 68 号議案 大田区立赤松小学校校舎 (棟番号㊦ー 1 ほか) 取壊し及び外構整備その他工事請負契約に ついて	2	武藤 経理管財課長
		第 69 号議案 大田区立馬込第三小学校及び仮称大田 区室生犀星資料館改築その他電気設備工事請負契約 について	3	
		第 70 号議案 大田区立安方中学校校舎改築その他電 気設備工事 (Ⅱ期) 請負契約について	4	
		第 71 号議案 大田区立安方中学校校舎改築その他機 械設備工事 (Ⅱ期) 請負契約について	5	
		第 72 号議案 大田スタジアム人工芝張替えその他工 事請負契約について	6	
	2	第 73 号議案 児童用防災ヘルメットの購入について	7	
	3	第 74 号議案 大田区立南六郷くすのき園大規模改修 機械設備工事 (長寿命化) 請負契約について	8	
	5	第 75 号議案 大田区立入新井第二小学校校舎改築そ の他機械設備工事 (Ⅰ期) 請負契約の変更について	9	
区 民 部	6	第 59 号議案 大田区特別区税条例の一部を改正する 条例	1	東穂 課税課長
事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会	7	第 60 号議案 大田区付属機関の設置等に関する条例 の一部を改正する条例	1	井村 選挙管理委員会事 務局長

○外郭団体の経営状況報告 1件

部局	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
総 務 部	大田区土地開発公社の経営状況報告について	1	武藤 経理管財課長

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
企画経営部	1	（仮称）大田区中馬込三丁目複合施設及び（仮称）大田区南馬込四丁目複合施設の基本計画案について	1	宮本 施設整備課長
	2	補助参加の申出について（損害賠償等請求事件）		小池 施設保全課長
総務部	3	工事請負契約の報告について ①道路舗装改良工事（するがや通り） ②主要 23 号線整備工事その 4（池上新参道・電線共同溝） ③御園中学校便所（棟番号㊸－3）全面改修その他工事 ④矢口中学校便所（棟番号㊸－2）全面改修その他工事 ⑤馬込第二小学校音楽室防音改修その他工事 ⑥南六郷小学校便所（棟番号㊸東側）全面改修その他工事 ⑦大田区立南六郷くすのき園大規模改修電気設備工事（長寿命化） ⑧大田区産業プラザ昇降機設備改修工事	1	武藤 経理管財課長
区民部	4	後期高齢者医療制度に係る「資格確認書」の暫定運用の終了について	1	森田 後期高齢者医療担当課長
管 会計室	5	令和 7 年度 大田区各会計歳入歳出決算	1	西山 会計管理者

総務財政委員会
令和8年6月18・19日
企画経営部 資料1番
所管 財政課

令和8年度補正予算案の概要

一 般 会 計 （第2次）

令和8年6月

大田区企画経営部財政課

目 次

1 基本的な考え方	1
2 補正予算の規模	1
3 補正予算の財源	1
4 補正予算歳出事業概要	2
5 歳入・歳出（款別）一覧	3
6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧	5
7 繰越明許費	6
8 債務負担行為補正	7
9 積立基金の状況	8

1 基本的な考え方

令和8年度一般会計第2次補正予算案につきましては、以下の視点を踏まえて予算を計上しました。

- 子育て教育施策の充実に資する予算
- 第1次補正予算編成後に生じた状況の変化に速やかに対応するための予算

2 補正予算の規模

基本的な考え方に基づいて編成した結果、今回の補正予算案の規模は、7,375万円 となり、補正後の予算額は、3,711億8,656万円 となりました。

(単位：千円)

会計区分	当初予算額	既定予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	368,523,847	371,112,810	73,750	371,186,560

3 補正予算の財源

補正予算額 7,375万円 の財源内訳は以下のとおりです。

- ① **国庫支出金**について、都市計画道路事業、保健事業費等 △1億9,341万2千円を計上しました。
- ② **都支出金**について、都市計画道路事業、病児保育推進事業等 △2億7,830万4千円を計上しました。
- ③ **繰入金**について、財政基金繰入金 5億4,546万6千円 を計上しました。

(単位：千円)

会計区分	今回補正額	一般財源	特定財源		
			国・都支出金	その他	計
一般会計	73,750	545,466	△471,716		△471,716

4 補正予算歳出事業概要

(単位：千円)

事業名		主な内容	補正額
2 総務費			10,638
1	地域文化の振興	大森駅と馬池洗地区の機運醸成事業の増	10,638
3 福祉費			14,696
1	病児・病後児保育事業	病児保育送迎事業の拡充	9,996
2	認証保育所等に対する事業継続支援事業	認証保育所等に対する事業継続支援事業	4,700
4 衛生費			48,416
1	予防接種	麻しん抗体検査及び麻しん予防接種費用助成事業	48,416

5 歳入・歳出（款別）一覧

歳入

（単位：千円）

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 特別区税	91,612,247	91,612,247		91,612,247
2 地方譲与税	1,943,001	1,943,001		1,943,001
3 利子割交付金	1,635,000	1,635,000		1,635,000
4 配当割交付金	2,663,000	2,663,000		2,663,000
5 株式等譲渡所得割交付金	4,315,000	4,315,000		4,315,000
6 地方消費税交付金	22,824,000	22,824,000		22,824,000
7 自動車取得税交付金	1	1		1
8 環境性能割交付金	1	1		1
9 地方特例交付金	851,000	851,000		851,000
10 特別区交付金	89,687,000	89,687,000		89,687,000
11 交通安全対策特別交付金	61,000	61,000		61,000
12 分担金及び負担金	873,850	873,850		873,850
13 使用料及び手数料	8,632,170	8,632,170		8,632,170
14 国庫支出金	65,405,006	66,956,854	△ 193,412	66,763,442
15 都支出金	34,053,835	34,368,507	△ 278,304	34,090,203
16 財産収入	2,705,234	2,705,234		2,705,234
17 寄附金	533,495	533,495		533,495
18 繰入金	17,337,407	18,054,850	545,466	18,600,316
19 繰越金	2,000,000	2,000,000		2,000,000
20 諸収入	8,391,600	8,396,600		8,396,600
21 特別区債	13,000,000	13,000,000		13,000,000
合 計	368,523,847	371,112,810	73,750	371,186,560

歳出

(単位：千円)

款	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
1 議会費	1,159,881	1,159,881		1,159,881
2 総務費	51,337,959	51,360,775	10,638	51,371,413
3 福祉費	181,314,211	183,666,925	14,696	183,681,621
4 衛生費	11,520,679	11,726,112	48,416	11,774,528
5 産業経済費	8,746,868	8,754,868		8,754,868
6 土木費	25,182,536	25,182,536		25,182,536
7 都市整備費	10,903,709	10,903,709		10,903,709
8 環境清掃費	14,353,588	14,353,588		14,353,588
9 教育費	60,694,438	60,694,438		60,694,438
10 公債費	1,840,882	1,840,882		1,840,882
11 諸支出金	969,096	969,096		969,096
12 予備費	500,000	500,000		500,000
合 計	368,523,847	371,112,810	73,750	371,186,560

6 歳入（財源別）・歳出（性質別）一覧

歳入（財源別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
一般財源	227,379,512	228,088,955	545,466	228,634,421
特別区税	91,612,247	91,612,247		91,612,247
地方譲与税	1,943,001	1,943,001		1,943,001
特別区交付金	89,687,000	89,687,000		89,687,000
その他	44,137,264	44,846,707	545,466	45,392,173
特定財源	141,144,335	143,023,855	△ 471,716	142,552,139
使用料及び手数料	8,632,170	8,632,170		8,632,170
国庫支出金	65,405,006	66,956,854	△ 193,412	66,763,442
都支出金	34,053,835	34,368,507	△ 278,304	34,090,203
特別区債	13,000,000	13,000,000		13,000,000
その他	20,053,324	20,066,324		20,066,324
合 計	368,523,847	371,112,810	73,750	371,186,560

歳出（性質別）

（単位：千円）

区 分	当初予算額	1次補正後 予算額	2次補正額	2次補正後 予算額
義務的経費	162,275,286	164,231,407		164,231,407
人件費	49,229,459	49,229,459		49,229,459
扶助費	111,209,329	113,165,450		113,165,450
公債費	1,836,498	1,836,498		1,836,498
投資的経費	57,421,625	57,429,625		57,429,625
建設費等 （建設費補助等含む）	56,688,023	56,696,023		56,696,023
公有財産購入費	733,602	733,602		733,602
その他	148,826,936	149,451,778	73,750	149,525,528
合 計	368,523,847	371,112,810	73,750	371,186,560

7 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	節	事業費	年度内 執行見込額	翌年度繰越額
6 土木費	2 道路橋梁費	蒲田駅前広場の再生整備	14 工事請負費	2,168,726	757,070	1,411,656
			計	2,168,726	757,070	1,411,656

8 債務負担行為補正

変 更

(単位：千円)

事項名		債務負担期間	限度額	事項説明	
補正後	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（設計意図伝達・工事監理委託）（契約変更）	令和9年度 ～ 令和11年度	206,679	1. 事業目的 2. 事業内容	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事に伴う設計意図伝達・工事監理委託 経費 206,679 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 206,679
補正前	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（設計意図伝達・工事監理委託）（契約変更）	令和9年度 ～ 令和10年度	106,405	1. 事業目的 2. 事業内容	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事に伴う設計意図伝達・工事監理委託 経費 106,405 { 本年度予算計上額 0 来年度以降債務負担額 106,405
補正後	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（契約変更）（その2）	令和9年度 ～ 令和11年度	7,153,935	1. 事業目的 2. 事業内容	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 経費 7,266,727 { 本年度予算計上額 112,792 来年度以降債務負担額 7,153,935
補正前	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（契約変更）（その2）	令和9年度 ～ 令和10年度	634,439	1. 事業目的 2. 事業内容	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事 経費 747,231 { 本年度予算計上額 112,792 来年度以降債務負担額 634,439

9 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和7年度末 現在高見込 (8年3月31日現在)	令和8年度					
		当初予算		既定予算後 現在高見込	今回補正		今回補正後 現在高見込
		積立	取崩		積立	取崩	
財政基金	41,055,467	276,582	7,351,517	33,271,089		545,466	32,725,623
減債基金	688,071	692,513		1,380,584			1,380,584
特定目的基金	81,370,673	2,108,069	9,591,295	73,879,447			73,879,447
公共施設整備資金 積立基金	45,297,542	317,979	8,500,000	37,115,521			37,115,521
羽田空港対策積立基金	2,754,635	513,579	666,000	2,602,214			2,602,214
文化振興基金	470	4		474			474
自転車等駐車場整備資金 積立基金	147,287	9,620		156,907			156,907
地域力応援基金	88,126	730	19,590	69,266			69,266
福祉事業積立基金	265,244	2,201		267,445			267,445
新空港線整備及びまちづ くり資金積立基金	11,790,833	1,097,640	122,000	12,766,473			12,766,473
勝海舟基金	14,043	114	4,497	9,660			9,660
防災対策基金	15,235,456	117,907	191,104	15,162,259			15,162,259
子ども生活応援基金	160,464	1,319	6,674	155,109			155,109
大学等進学応援基金	222,238	1,816	7,500	216,554			216,554
産業のまち未来基金	5,390,050	45,124	73,930	5,353,244			5,353,244
みどり基金	4,287	36		4,323			4,323
計	123,114,212	3,077,164	16,942,812	108,531,121		545,466	107,985,655
介護給付費準備基金	5,300,181	38,400	787,797	4,550,784			4,550,784
合 計	128,414,393	3,115,564	17,730,609	113,081,905		545,466	112,536,439

※ 表示単位未満を四捨五入しているなど、合計等が一致しない場合があります。

第 58 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 2 次）の編成替えを求める動議

第 58 号議案 令和 8 年度大田区一般会計補正予算（第 2 次）について、区長はこれを撤回し、下記事項を原案に追加し、再提出することを要求する。

上記の動議を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

総務財政委員長 えびさわ 圭介 様

提 出 者
清 水 菊 美

記

歳入

18 款 繰入金

今回編成替えを行う歳出項目の財源とするため、1 項基金繰入金を 657,000 千円増額する。

歳出

3 款 福祉費

訪問介護員及び介護職員居住支援手当の支給に係る補助事業を実施するため、3 項高齢福祉費を 657,000 千円増額する。

総務財政委員会 令和8年6月18・19日
総務部 資料1番
所管 内部統制・情報セキュリティ担当課長

包括外部監査契約の締結について

1 契約の相手方

氏名 須 山 敦 子

資格 公認会計士

2 契約期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

3 契約金額

1,210万円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

5 選定経過

総務部長、企画課長及び財政課長を選定委員とした大田区外部監査人選定委員会を開催し、契約の相手方について審議した。

候補者は、令和5年度の指定管理者モニタリングに係る財務審査に従事し、翌年には、令和6年度包括外部監査に外部監査人として従事しており、行政に関する知見及び監査実績は十分であることや、令和6年度の包括外部監査結果報告書の内容等を踏まえ、内定者として決定した。

（提案理由）

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第252条の36第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

総務財政委員会
令和8年6月18日・19日
総務部 資料2番
所管 経理管財課

大田区立赤松小学校校舎（棟番号㊦ー1ほか）取壊し及び外構整備その他工事
請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立赤松小学校校舎（棟番号㊦ー1ほか）取壊し及び外構
整備その他工事
- (2) 契約金額 ￥298,650,000ー 随意契約
- (3) 契約の相手方 渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急・河津建設工事共同企業体
代表者 渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急建設株式会社 東日本建築支店
執行役員支店長 中村 淳
構成員 大田区東嶺町30番17号
株式会社河津建設
代表取締役 河津 修平
- (4) 工事場所 大田区北千束二丁目35番8号
- (5) 工 期 契約有効の日から令和9年4月30日まで
- (6) 工事内容 ア 取壊し工事 一式
イ 外構整備工事 一式
ウ ア、イに伴う電気設備工事及び機械設備工事 一式

2 案内図

別紙のとおり



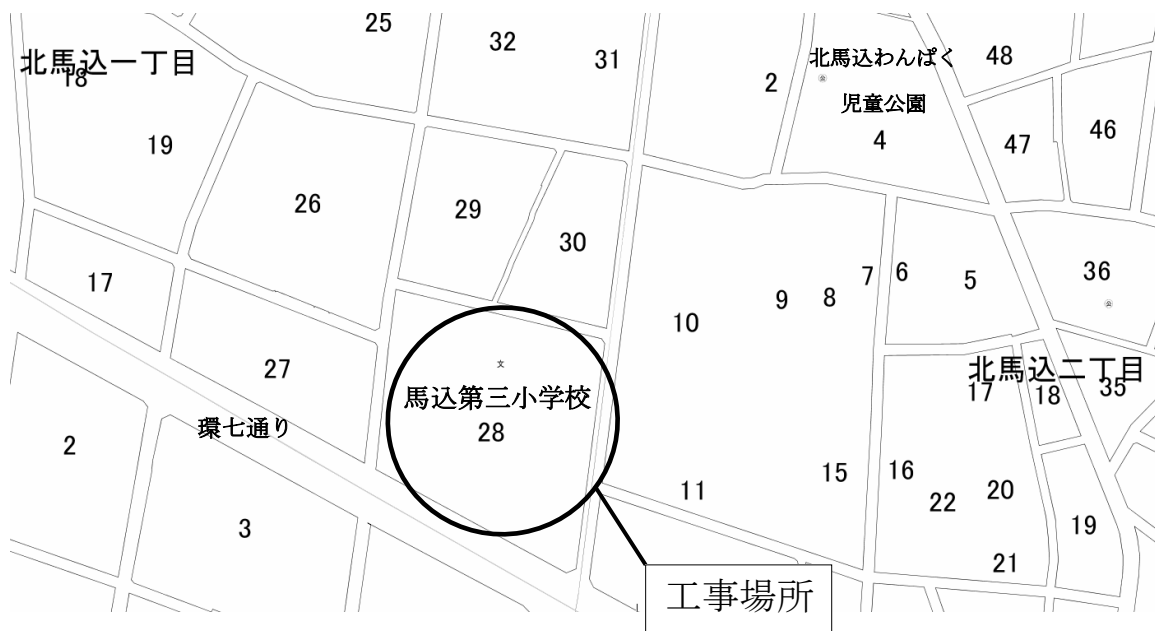
総務財政委員会
令和8年6月18日・19日
総務部 資料3番
所管 経理管財課

大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他電気設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他電気設備工事
- (2)工事場所 大田区北馬込一丁目28番
- (3)工 期 契約有効の日から令和12年6月28日まで
- (4)工事内容 改築その他工事に伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第69号議案

入札年月日		件名	大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生犀星資料館改築その他電気設備工事	
令和8年5月12日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	NAGAOKA・大電工建設工事共同企業体	¥995,000,000		
2	増田・豊岡建設工事共同企業体	最低制限未満		
3				
4				
5				
6				
7				

契約の相手方

名称

NAGAOKA・大電工建設工事共同企業体

所在地

大田区本羽田三丁目1番9号

契約金額(税込)

¥1,094,500,000

(落札率98.13%)

(税抜)

¥995,000,000

予定価格(税込)

¥1,115,323,000

(税抜)

¥1,013,930,000

工期

契約有効の日から令和12年6月28日まで

総務財政委員会
令和8年6月18日・19日
総務部 資料4番
所管 経理管財課

大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区東矢口二丁目1番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和10年2月29日まで
- (4) 工事内容
 ア 校舎改築工事に伴う電気設備工事 一式
 イ 外構工事に伴う電気設備工事 一式

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第70号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区立安方中学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅱ期）		
令和8年5月12日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	新星電工株式会社	辞退			
2	株式会社NAGAOKA	¥210,000,000	¥194,000,000		
3					
4					
5					
6					
7					
契約の相手方		名 称	株式会社NAGAOKA		
		所在地	大田区本羽田三丁目1番9号		
契約金額（税 込）		¥203,500,000	（不落随契）		
（税 抜）		¥185,000,000			
予定価格（税 込）		¥203,863,000			
（税 抜）		¥185,330,000			
工 期		契約有効の日から令和10年2月29日まで			

総務財政委員会 令和8年6月18日・19日
総務部 資料5番
所管 経理管財課

大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区東矢口二丁目1番
- (3) 工 期 契約有効の日から令和10年2月29日まで
- (4) 工事内容
 ア 校舎改築工事に伴う機械設備工事 一式
 イ 外構工事に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



入 札 經 過 調 書

第71号議案

入 札 年 月 日		件名	大田区立安方中学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅱ期）		
令和8年5月12日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	富田工業株式会社	レ¥164,000,000			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
契約の相手方					
名 称		富田工業株式会社			
所在地		大田区北嶺町34番4号			
契約金額（税 込）					
		¥180,400,000		（落札率98.82%）	
（税 抜）					
		¥164,000,000			
予定価格（税 込）					
		¥182,556,000			
（税 抜）					
		¥165,960,000			
工 期					
		契約有効の日から令和10年2月29日まで			

入 札 経 過 調 書

第72号議案

入札年月日		件名	大田スタジアム人工芝張替えその他工事		
令和8年5月12日					
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	荒木建設工業株式会社	¥391,500,000			
2	株式会社伊藤組	レ ¥365,000,000			
3	奥アンツーカー株式会社 東京支店	辞退			
4	奥山スポーツ土木株式会社	最低制限未満			
5	株式会社グリーンスポーツ建設	辞退			
6	生涯スポーツ建設株式会社 東京支店	¥374,890,000			
7	株式会社スポーツ建設	¥385,000,000			
8	スポーツ施設株式会社	¥375,000,000			
9	株式会社スポーツテクノ和広	最低制限未満			
10	スポーツマテリアル株式会社	辞退			
11	多摩スポーツ施設株式会社	¥570,357,344			
12	長永スポーツ工業株式会社	¥380,000,000			
13	東和スポーツ施設株式会社 関東支店	¥390,000,000			
14	日勝スポーツ工業株式会社	¥370,000,000			
15	日本体育施設株式会社 東京支店	¥430,000,000			
16	日本道路株式会社 城南営業所	辞退			
17	日本フィールドシステム株式会社 関東支店	¥458,000,000			
18	光建設株式会社	¥538,000,000			
19	ホームラン堂運動施設株式会社	¥498,000,000			
20	美津濃株式会社 東京本社	最低制限未満			
21	山一体育施設株式会社	¥398,000,000			
契約の相手方 名 称 株式会社伊藤組 所在地 大田区南馬込二丁目13番3号					
契約金額（税 込） ¥401,500,000 （落札率96.31%） （税 抜） ¥365,000,000					
予定価格（税 込） ¥416,900,000 （税 抜） ¥379,000,000					
工 期 契約有効の日から令和9年1月29日まで					

児童用防災ヘルメットの購入契約について

1 概要

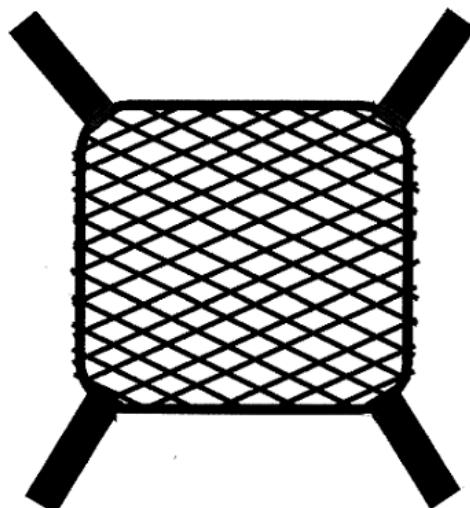
- | | | | |
|----------|----------------------------------|----------|--|
| (1) 件 名 | 児童用防災ヘルメットの購入 | | |
| (2) 納入場所 | 大田区指定場所 | | |
| (3) 納 期 | 令和9年3月26日 | | |
| (4) 内 容 | ア 児童用防災ヘルメット
SC-MB RAS | 30,000 個 | |
| | イ ヘルメット収納ネット
椅子下収納ネット (マジック式) | 30,000 枚 | |

2 外観図

(1) 児童用防災ヘルメット



(2) ヘルメット収納ネット



入 札 経 過 調 書

第73号議案

入 札 年 月 日		件名	児童用防災ヘルメットの購入		
令和 8 年 5 月 12 日					
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税抜）	第 2 回入札（税抜）		
1	有限会社愛東商会	辞退			
2	株式会社奥島産業	¥100,500,000			
3	株式会社加美屋	¥91,500,000			
4	斎友消防設備株式会社 大田営業所	辞退			
5	サンコー薬品株式会社	辞退			
6	消防設備工業株式会社	¥117,000,000			
7	株式会社スエヒロ 城南営業所	¥94,500,000			
8	株式会社大明企画	辞退			
9	株式会社東京商工社	レ ¥53,700,000			
10	東京トラヤ株式会社	¥93,000,000			
11	株式会社防災サービスセンター	辞退			
12	三津浜工業株式会社	辞退			
13	ミドリ安全株式会社 城南支店	不参			
14	有限会社矢部商会	¥102,000,000			
15	株式会社 L I F E - A	¥92,700,000			
契約の相手方 名 称 株式会社東京商工社 所在地 大田区南蒲田二丁目27番1号 契約金額（税 込） ¥ 5 9 , 0 7 0 , 0 0 0 （税 抜） ¥ 5 3 , 7 0 0 , 0 0 0					

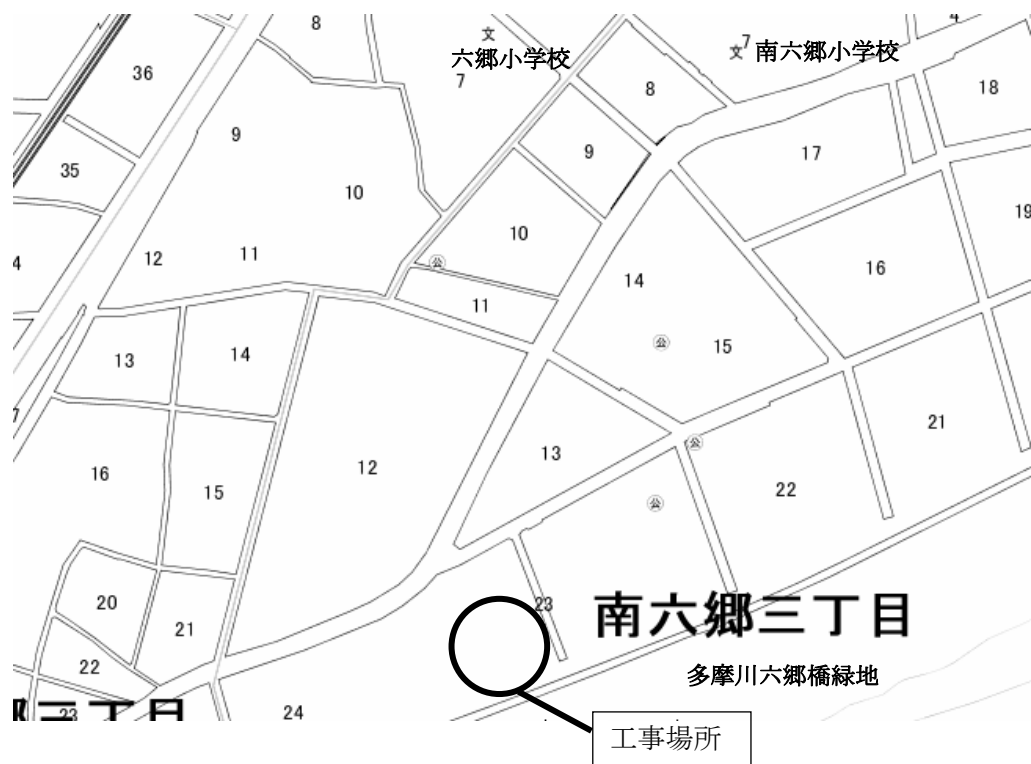
総務財政委員会
令和8年6月18日・19日
総務部 資料8番
所管 経理管財課

大田区立南六郷くすのき園大規模改修機械設備工事（長寿命化）請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区立南六郷くすのき園大規模改修機械設備工事（長寿命化）
- (2)工事場所 大田区南六郷三丁目 23 番 9 号
- (3)工 期 契約有効の日から令和9年5月31日まで
- (4)工事内容 大規模改修に伴う機械設備工事 一式

2 案内図



総務財政委員会
令和8年6月18日・19日
総務部 資料9番
所管 経理管財課

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約の変更について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）
- (2) 工事場所 大田区中央二丁目15番
- (3) 工 期 令和6年9月26日から令和8年9月30日まで
- (4) 契約の相手方 株式会社勝工業所
- (5) 変更概要

	変更する項目	変更内容
1	工期	昨今の中東情勢の変化による影響を受け、必要資材の納期が未定となり、契約工期内の工事完成が困難となったため、工期を延長する。

- (6) 変更する事項

契約金額	当初金額	583,000,000 円
	第1回変更後金額	623,172,000 円
	今回変更後金額	626,560,000 円
	差 引 金 額	3,388,000 円
工 期	当初工期	令和8年7月31日
	第1回変更後工期	令和8年8月14日
	今回変更後工期	令和8年9月30日

2 案内図



総務財政委員会
令和 8 年 6 月 18 ・ 19 日
区民部 資料 1 番
所管 課税課

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

地方税法等の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

1 住民税における配当課税に係る所要の措置

条例	改正の概要	施行日
第15条 (所得割の課税標準)	納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、都民税配当割の対象とする等の措置を講ずる改正を行う。	公布の日

2 寄附金税額控除の改正

条例	改正の概要	施行日
第19条の2 (寄附金税額控除)	(1)新たな公益信託制度が創設され、所得税法において、寄附金税額控除の公益信託の規定が見直されたことによる規定の整備を行う。(第19条の2のみ)	(1)令和9年1月1日
付則第3条の6 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)	(2)防衛特別所得税が創設されたことによる寄附金特例控除額の規定の整備を行う。	(2)令和10年1月1日
付則第5条の2 (区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)	防衛特別所得税 令和9年から税率1%が課税される。なお、復興特別所得税が1%減税されるので合計の税率は2.1%と改正前と変わらない。	

3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し

条例	改正の概要	施行日
第23条 (区民税の申告) 第24条の2 (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第24条の3 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	所得税における扶養親族等の申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の方に申告を義務付ける等の措置を講ずる改正を行う。 (第23条及び第24条の2は、第24条の3の改正に併せた規定の整備)	令和9年 1月1日

4 セルフメディケーション税制の延長等

条例	改正の概要	施行日
付則第3条 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)について、適用期限が見直されたことによる規定の整備を行う。 なお、租税特別措置法において、対象薬品等の範囲が見直された。	令和9年 1月1日

5 住宅借入金等特別控除の特例の延長による住民税の対応

条例	改正の概要	施行日
付則第3条の5 (区民税の住宅借入金等特別税額控除)	(1)住宅ローン控除の適用範囲を見直したうえで適用期限を5年延長する。 (2)平成18年までに入居した場合の住宅ローン控除の適用期間が終了し不要となったため、付則第3条の5の2を削除し、付則第3条の5の2を付則第3条の5に繰り上げる。	(1)令和9年1月1日 (2)公布の日

6 課税の特例規定の延長など

条例	改正の概要	施行日
付則第4条 (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)	一定の肉用牛の売却に係る事業所得については、令和9年度まで住民税の所得割を課さないこととする課税の特例について、その適用期限を延長し、令和12年度までとする。	公布の日
付則第11条 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	(1)優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長し、令和11年度までとする。 (2)地すべり防止区域等内に存する場合には、本特例の適用ができないとする規定の整備を行う。	(1)公布の日 (2)令和10年1月1日

7 軽自動車税のグリーン化特例の延長

条例	改正の概要	施行日
付則第6条 (軽自動車税の税率の特例)	電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する他、規定の整備を行う。	公布の日
付則第7条 (軽自動車税の賦課徴収の特例)	(付則第7条は付則第6条の改正に併せた規定の整備)	

8 地方税法改正に伴う所要の措置

条例	改正の概要	施行日
付則第8条 (上場株式等に係る 配当所得等に 係る区民税の課 税の特例)	地方税法改正に伴う所要の措置 (条文ずれへの対 応)	公布の日
付則第9条 (土地の譲渡等に 係る事業所得等 に係る区民税の 課税の特例)		
付則第10条 (長期譲渡所得に 係る区民税の課 税の特例)		
付則第12条 (短期譲渡所得に 係る区民税の課 税の特例)		
付則第13条 (一般株式等に係 る譲渡所得等に 係る区民税の課 税の特例)		
付則第14条 (先物取引に係る 雑所得等に係る 区民税の課税の 特例)		
付則第14条の2 (特例適用利子等 及び特例適用配 当等に係る区民 税の課税の特例)		

条例	改正の概要	施行日
付則第14条の3 (条約適用利子等 及び条約適用配 当等に係る区民 税の課税の特例)		

9 その他

条例	改正の概要	施行日
第2条 他 (用語)	規定の整備を行う。	公布の日

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
第1条（略） （用語）	第1条（略） （用語）
第2条（略） （1）（略） （2）徴収金 区税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 （3）納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、区が作成するものにその納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。 （4）納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、区が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいう。	第2条（略） （1）（略） （2）徴収金 区税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費をいう。 （3）納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、区が作成するものにその納税者の住所および氏名または名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載したものをいう。 （4）納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、区が作成するものに、特別徴収義務者の住所および氏名または名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載したものをいう。
第3条から第4条まで（略） （課税漏れ等にかかる区税の取扱）	（課税漏れ等にかかる区税の取扱）
第5条 課税漏れにかかる区税又は詐偽その他不正の行為により免かれた区税については、課税すべき年度の税率によつてその金額を直ちに賦課徴収する。	第5条 課税漏れにかかる区税または詐偽その他不正の行為により免かれた区税については、課税すべき年度の税率によつてその金額を直ちに賦課徴収する。
第5条の2から第8条まで（略） （納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） （年当たりの割合の基礎となる日数）	第5条の2から第8条まで（略） （納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） （年当たりの割合の基礎となる日数）
第8条の2 前条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、 <u>第51条の3第5項</u> 及び第52条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、 じゆん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （特別区民税の納税義務者）	第8条の2 前条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項____及び第52条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、 じゆん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 （特別区民税の納税義務者）
第9条 特別区民税（以下「区民税」という。）は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第2号の者に	第9条 特別区民税（以下「区民税」という。）は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合計額によつて、第2号の者に

新	旧
対しては均等割額によつて課する。 (1) (略) (2) 区内に事務所、事業所 <u>又は</u> 家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 第10条から第14条まで (略) (所得割の課税標準) 第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額 <u>及び</u> 山林所得金額とする。 2 前項の総所得金額、退職所得金額 <u>又は</u> 山林所得金額は、法 <u>又は</u> これに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項 <u>又は</u> 第3項の総所得金額、退職所得金額 <u>又は</u> 山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び</u> 第20条の2において「特定配当等」という。） <u>（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u> に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 から 6 まで (略) 第16条及び第17条 (略) (所得割の税率) 第18条 (略) 2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」 <u>又は</u> 「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額 <u>又は</u> 山林所得金額をいう。 第19条 (略) (寄附金税額控除) 第19条の2 所得割の納税義務者が、前年中に <u>法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は</u> 次に掲げる寄附金 <u>のうち規則で定めるもの</u> を支出した場合に	対しては均等割額によつて課する。 (1) (略) (2) 区内に事務所、事業所 <u>または</u> 家屋敷を有する個人で区内に住所を有しない者 第10条から第14条まで (略) (所得割の課税標準) 第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額 <u>および</u> 山林所得金額とする。 2 前項の総所得金額、退職所得金額 <u>または</u> 山林所得金額は、法 <u>または</u> これに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項 <u>または</u> 第3項の総所得金額、退職所得金額 <u>または</u> 山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下本項及び次項並びに</u> 第20条の2において「特定配当等」という。） _____ に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 から 6 まで (略) 第16条及び第17条 (略) (所得割の税率) 第18条 (略) 2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」 <u>または</u> 「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額 <u>または</u> 山林所得金額をいう。 第19条 (略) (寄附金税額控除) 第19条の2 所得割の納税義務者が、前年中に _____ 次に掲げる寄附金 _____ を支出した場合に

新	旧
は、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 <u>(1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</u> <u>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u> <u>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的で</u>	は、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 <u>(1) 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金</u> <u>(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

新	旧
<u>ある業務に関連するものに限る。)</u> <u>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> <u>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</u> <u>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> <u>(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)</u> 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項 <u>(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> に定めるところにより計算した金額とする。 第20条及び第20条の2 (略) (所得の計算) 第21条 第9条第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号の定めるところによつて、その者の第15条第1項の総所得金額、退職所得金額 <u>又は</u> 山林所得金額を算定する。 (1) その者が所得税にかかる申告書を提出し、<u>又は</u> 政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、<u>又は</u> 当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項 <u>(法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。) に定めるところにより計算した金額とする。 第20条及び第20条の2 (略) (所得の計算) 第21条 第9条第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号の定めるところによつて、その者の第15条第1項の総所得金額、退職所得金額 <u>または</u> 山林所得金額を算定する。 (1) その者が所得税にかかる申告書を提出し、<u>または</u> 政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、<u>または</u> 当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、

新	旧
<u>又は</u> 当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。	<u>または</u> 当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。
(2) (略)	(2) (略)
第22条 区民税の納税義務者にかかる所得税の基礎となつた所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法<u>又は</u>これに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従つてその所得を計算し、その計算したところに基づいて区民税を課する。	第22条 区民税の納税義務者にかかる所得税の基礎となつた所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法<u>または</u>これに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従つてその所得を計算し、その計算したところに基づいて区民税を課する。
(区民税の申告)	(区民税の申告)
第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号<u>並びに第24条の3第1項及び第2項第4号</u>において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下	第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号<u>及び第24条の3第1項</u>において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下

新	旧
であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。	であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。
2から8まで (略)	2から8まで (略)
第24条 (略) (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	第24条 (略) (区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第24条の2 (略) (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものと並び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを <u>除く。次条第1項第2号において同じ。</u>) <u>(合計所得金額が133万円以下であるものに限る</u> _____ <u>。)</u> の氏名 (3)及び(4) (略)	第24条の2 (略) (1) (略) (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものと並び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを <u>除き、</u> _____ <u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。</u> <u>次条第1項において同じ。</u>)の氏名 (3)及び(4) (略)
2から4まで (略)	2から4まで (略)
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの

新	旧
をいう。<u>次条第5項</u>及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。	をいう。<u>次条第4項</u>及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
6 (略) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	6 (略) (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第24条の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</u>	<u>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)</u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)</u>から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、<u>当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</u>
<u>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u>	<u>(1) 当該公的年金等支払者の名称</u>
<u>(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第9条</u>	<u>(2) 特定配偶者の氏名</u>

新	旧
<u>第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>（3） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>（削除）</u> <u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> <u>（1） 公的年金等支払者の名称</u> <u>（2） 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> <u>（3） 特定配偶者の氏名</u> <u>（4） 扶養親族又は特定親族の氏名</u>	<u>（3） 扶養親族又は特定親族の氏名</u> <u>（4） その他施行規則で定める事項</u>

新	旧
<u>(5) その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>第1項</u>又は<u>同条第1項の規定による申告書に</u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は<u>同条第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>4</u> 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。 <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第25条から第34条の4まで (略) (承認の取消し等があつた場合の納期の特例)	<u>2 前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>前項</u>又は法<u>第317条の3の3第1項の規定による申告書に</u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>3</u> 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に区長に提出されたものとみなす。 <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第25条から第34条の4まで (略) (承認の取消し等があつた場合の納期の特例)

新	旧
第34条の5 第34条の2の規定による承認の取消し<u>又は</u>前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し<u>又は</u>提出の日の属する第34条の2に規定する期間にかかる第34条に規定する特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。 第34条の6から第35条の6まで (略) (区民税の減免) 第36条 (略) (1) (略) (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者<u>又は</u>これに準ずると認められる者 (3) (略) 2 (略) (退職所得の課税の特例) 第36条の2 退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本節において同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する個人が当該退職手当等の支払を受ける場合は、当該退職手当等にかかる所得割は、第15条、第18条<u>及び</u>第26条の規定にかかわらず、当該退職手当等にかかる所得を他の所得と区分し、本節に規定するところによつて課する。 第36条の3から第36条の5まで (略) (特別徴収義務者の指定) 第36条の6 分離課税にかかる所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税にかかる所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者(法人でない社団<u>又は</u>財団で代表者<u>又は</u>管理人の定めのある者<u>及び</u>他の区市町村において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。)とする。 第36条の7から第55条まで (略) (鉦産税の申告納付等) 第56条 鉦産税の納税者は、毎月10日から同	第34条の5 第34条の2の規定による承認の取消し<u>または</u>前条の届出書の提出があつた場合には、その取消し<u>または</u>提出の日の属する第34条の2に規定する期間にかかる第34条に規定する特別徴収税額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。 第34条の6から第35条の6まで (略) (区民税の減免) 第36条 (略) (1) (略) (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者<u>または</u>これに準ずると認められる者 (3) (略) 2 (略) (退職所得の課税の特例) 第36条の2 退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本節において同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する個人が当該退職手当等の支払を受ける場合は、当該退職手当等にかかる所得割は、第15条、第18条<u>および</u>第26条の規定にかかわらず、当該退職手当等にかかる所得を他の所得と区分し、本節に規定するところによつて課する。 第36条の3から第36条の5まで (略) (特別徴収義務者の指定) 第36条の6 分離課税にかかる所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税にかかる所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者(法人でない社団<u>または</u>財団で代表者<u>または</u>管理人の定めのある者<u>および</u>他の区市町村において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。)とする。 第36条の7から第55条まで (略) (鉦産税の申告納付等) 第56条 鉦産税の納税者は、毎月10日から同

新	旧
月末日までに、前月１日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について、その課税標準額<u>及び</u>税額その他区長において必要があると認める事項を記載した申告書を区長に提出し、<u>及び</u>その申告した税金を納付書によつて納付しなければならない。 第56条の２から第66条まで（略） 付 則 第１条から第２条の２の４まで（略） （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第３条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の区民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第３条の２から第３条の４まで（略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>２ （削除）</u>	月末日までに、前月１日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について、その課税標準額<u>および</u>税額その他区長において必要があると認める事項を記載した申告書を区長に提出し、<u>および</u>その申告した税金を納付書によつて納付しなければならない。 第56条の２から第66条まで（略） 付 則 第１条から第２条の２の４まで（略） （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第３条 平成30年度<u>から令和９年度までの</u>各年度分の区民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第３条の２から第３条の４まで（略） <u>（区民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> <u>第３条の５ 平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第41条第１項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第５条の４第６項に規定するところにより控除すべき額（第３項において「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の２第１項の規定の適用</u>

新	旧
<u>3 (削除)</u> <u>(区民税の住宅借入金等特別税額控除)</u> <u>第3条の5</u> 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>）<u>には</u> <u>、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び<u>付則第3条の5第1項</u>」と、第20条の2第1項中「前4条」とあるのは「前4条及び<u>付則第3条の5第1項</u>」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第3条の6 第19条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲	<u>については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び付則第3条の5第1項」と、同項中「前4条」とあるのは「前4条及び付則第3条の5第1項」とする。</u> <u>3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>（新規）</u> <u>第3条の5の2</u> 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）<u>において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 前項の規定の適用がある場合における第20条及び第20条の2第1項の規定の適用については、第20条中「前3条」とあるのは「前3条及び<u>付則第3条の5の2第1項</u>」と、第20条の2第1項中「前4条」とあるのは「前4条及び<u>付則第3条の5の2第1項</u>」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第3条の6 第19条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲

新	旧
げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第19条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第3条の7から第3条の10まで （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例） 第4条 昭和57年度から<u>令和12年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項 <u>及び付則第3条の6</u>の規定にかかわらず、法附則第6	げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第13条の2第1項又は付則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第19条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第3条の7から第3条の10まで （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例） 第4条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第20条まで、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項、<u>付則第3条の5の2第1項</u>及び付則第3条の6の規定にかかわらず、法附則第6

新

条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3（略）

第5条（略）

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第19条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第5条の3から第5条の8まで（略）
（軽自動車税の税率の特例）

第6条（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3

旧

条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3（略）

第5条（略）

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第19条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第5条の3から第5条の8まで（略）
（軽自動車税の税率の特例）

第6条（略）

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ）a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円
第2号ア（ウ）b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3

新	旧
月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 <u>4 （削除）</u> （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項<u>及び第3項</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2から3まで （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例） 第8条 （略） 2 （略） 3 （略） （1） （略） （2） 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあ	月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 <u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u> （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第7条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項<u>から第4項まで</u>の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2から3まで （略） （上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例） 第8条 （略） 2 （略） 3 （略） （1） （略） （2） 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあ

新	旧
るのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例) 第9条 (略) (1)及び(2) (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u> _____の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所	るのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第8条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第8条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例) 第9条 (略) (1)及び(2) (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とある

新	旧
得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第10条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額 <u>又は</u> 付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあ	のは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第9条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第10条 (略) 2 (略) 3 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額 <u>または</u> 付則第10条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあ

新	旧
るのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第11条 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第6項</u>)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。	るのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第11条 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) (略) 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(<u>法附則第34条の2第5項</u>)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

新	旧
3 (略) <u>4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> 第11条の2 (略) (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第12条 (略) 2から4まで (略) 5 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1	3 (略) <u>(新規)</u> 第11条の2 (略) (短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例) 第12条 (略) 2から4まで (略) 5 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1

新	旧
項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例) 第13条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項	項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第12条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第12条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例) 第13条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は付則第13条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項

新	旧
に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 第13条の2 (略) (先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例) 第14条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例) 第14条の2 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2	に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 第13条の2 (略) (先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例) 第14条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例) 第14条の2 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2

新	旧
第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u> <u> </u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u> <u> </u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u> 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 3及び4 (略) 5 (略)	第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u> 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 3及び4 (略) 5 (略)

新	旧
(1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例) 第14条の3 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u>	(1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例) 第14条の3 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の</u>

新	旧
_____の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u> _____中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 3及び4 (略) 5 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項<u>及び付則第3条の5第1項</u> _____の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項<u>及び</u>	<u>2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 3及び4 (略) 5 (略) (1) (略) (2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、<u>付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u>の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、<u>付</u>

新	旧
<u>付則第3条の5第1項</u> <u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>又は</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 6 (略) 第15条から第20条まで (略)	<u>則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項</u> <u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) 第21条の規定の適用については、同条中「<u>または</u>山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。 (4)及び(5) (略) 6 (略) 第15条から第20条まで (略)
<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>(1) 第19条の2第1項、第23条第1項ただし書、第24条の2及び第24条の3の改正規定並びに付則第3条の改正規定及び付則第3条の5の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項から第3項までの規定 令和9年1月1日</u> <u>(2) 第19条の2第2項の改正規定並びに付則第3条の6の改正規定、付則第5条の2の改正規定及び付則第11条の改</u>	

新	旧
<u>正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日</u> <u>（区民税に関する経過措置）</u> <u>第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第1号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例第19条の2第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。</u> <u>2 この条例による改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大田区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> <u>3 前条第1号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例付則第3条の5第1項及び第2項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同</u>	

新	旧
<u>条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。</u> <u>4 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。</u>	

総務財政委員会 令和 8 年 6 月 18・19 日
選挙管理委員会事務局 資料 1 番
所管 選挙管理委員会事務局

大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

令和 7 年 7 月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙における不適正な選挙事務執行の原因の究明及び再発防止策の検討を目的として設置した大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会について、答申が完了したことにより廃止するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

3 施行予定年月日

公布の日から施行する

大田区付属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号）新旧対照表

新					旧				
○大田区付属機関の設置等に関する条例 令和 7 年 3 月 13 日 条例第 2 号					○大田区付属機関の設置等に関する条例 令和 7 年 3 月 13 日 条例第 2 号				
第 1 条（略） （設置及び所掌事務）					第 1 条（略） （設置及び所掌事務）				
第 2 条 大田区は、別表第 1 の執行機関の欄に掲げる執行機関の付属機関としてそれぞれ同表の付属機関の欄に掲げる付属機関を設置するほか、執行機関が担任する事務に応じ、それぞれ別表第 2 の付属機関の欄に掲げる類型の付属機関を設置することができる。					第 2 条 大田区は、別表第 1 の執行機関の欄に掲げる執行機関の付属機関としてそれぞれ同表の付属機関の欄に掲げる付属機関を設置するほか、執行機関が担任する事務に応じ、それぞれ別表第 2 の付属機関の欄に掲げる類型の付属機関を設置することができる。				
2 付属機関の所掌事務は、別表第 1 及び別表第 2（以下これらを併せて「別表」という。）の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。					2 付属機関の所掌事務は、別表第 1 及び別表第 2（以下これらを併せて「別表」という。）の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の所掌事務の欄に定めるとおりとする。				
（組織）					（組織）				
第 3 条 付属機関の構成員（以下「委員」という。）の定数は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の定数の欄に定めるとおりとする。					第 3 条 付属機関の構成員（以下「委員」という。）の定数は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の定数の欄に定めるとおりとする。				
2 委員は、学識経験者その他それぞれの付属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。					2 委員は、学識経験者その他それぞれの付属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。				
（任期）					（任期）				
第 4 条 委員の任期は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。					第 4 条 委員の任期は、別表の付属機関の欄に掲げる付属機関の区分に応じ、それぞれ別表の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。				
2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。					2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。				
第 5 条から第 7 条まで（略）					第 5 条から第 7 条まで（略）				
別表第 1（第 2 条—第 4 条関係）					別表第 1（第 2 条—第 4 条関係）				
執行機	付属機関	所掌事務	定数	任期	執行機	付属機関	所掌事務	定数	任期

新					旧				
関					関				
区	(略)				区	(略)			
長	大田区自転車活用推進委員会	(略)	(略)	(略)	長	大田区自転車活用推進委員会	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>					選	大田区選挙事務不執行第27回参議院内	令和7年7月20日	5人以上	委嘱又は任命の日
					管	適正処理	議員通常選挙における不適正な選挙		から答申
					理	再発防止	ける不適正な選挙		が完了す
					委	委員会	事務執行の事実関係及び原因並びに再発防止のための対策に係る事項の調査審議に関すること。		る日まで
					員				
					会				

大田区土地開発公社の経営状況報告について

1 経営状況（令和7年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流動資産計	5,593,029,433
			固定資産計	0
			資産合計	5,593,029,433
	負 債		流動負債	338,148,843
			固定負債	5,192,747,880
			負債合計	5,530,896,723
	資 本		資本合計	62,132,710 (当期純利益604,078)
損益計算書	経常損益	事 業	事業収益	1,632,353,869
			事業原価	1,625,585,619
			販売費及び一般管理費	6,207,480
		事業外	事業外収益	43,308
			事業外費用	0
		経常利益		604,078
		当期純利益		604,078

2 主な事業報告（令和7年度）

(1) 公有用地の先行取得				185,562千円
・都市計画道路用地	(実績)	1か所		8.01㎡
・公園用地	(実績)	2か所		729.12㎡
・道路用地	(実績)	7か所		97.90㎡
計	(実績)	10か所		835.03㎡
(2) 土地の処分（譲渡先：大田区）				1,625,472千円
・都市計画道路用地	(実績)	2か所		53.02㎡
・公園用地	(実績)	6か所		1737.80㎡
・道路用地	(実績)	4か所		54.90㎡
・施設整備用地	(実績)	1か所		859.40㎡
計	(実績)	13か所		2,705.12㎡

3 主な事業計画（令和8年度）

(1) 公有用地の先行取得				5,000,000千円
1 都市計画道路用地				1,100㎡
2 公園用地・その他				4,700㎡

(2) 土地の処分（譲渡先：大田区）

- | | |
|------------|------|
| 1 都市計画道路用地 | 3 か所 |
| 2 道路用地 | 8 か所 |

4 その他

役員等の異動について

理事等の異動

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
理 事	保 下 誠 (令和8年4月1日就任)	遠 藤 彰 (令和8年3月31日退任)
理 事	山 田 良 司 (令和8年4月1日就任)	今 井 健 太 郎 (令和8年3月31日退任)
監 事	西 山 正 人 (令和8年4月1日就任)	小 泉 貴 一 (令和8年3月31日退任)

（仮称）大田区中馬込三丁目複合施設及び（仮称）大田区南馬込四丁目複合施設 基本計画（案）【概要版】

総務財政委員会
令和8年6月18・19日
企画経営部 資料1番
所管 施設整備課

1. 目的

- 馬込地区公共施設整備に係る基本構想に基づく複合施設の新設に伴い、設計条件を整理することを本基本計画の目的とする。
- 老朽化した馬込図書館、馬込区民センターを中心に、**中馬込地区**、**南馬込地区**の2地区で複合施設を計画。
- 周辺環境の分析や法的条件の整理に加えて、基本構想で定めた整備コンセプトの実現に向け各機能の特性を踏まえた配置の考え方の整理を行う。

2. 計画地の概況

以下の地区の特性を踏まえ、周辺環境とのつながりに配慮して計画を行う。

- 起伏**に富み、地区の大半が**閑静な住宅地**で構成されるほか、農業を営む生産緑地も存在している。
- 「**馬込文士村**」に多くの文士や芸術家が住んだ地域で、現在でも歴史的な地域資源が点在している。
- 流入人口が区内の他地域に比べて多く、一定の年少人口を保ちながら**幅広い世代**が居住している。

中馬込地区

- 特別出張所のある**上段**、保育園の**中段**、東京地下鉄(株)用地の**下段**の3段に分かれ、最大11mの**高低差**がある。
- 南側の一部を除き**中規模集合住宅**が集まるエリア。



南馬込地区

- 低層の戸建て**が並ぶ閑静な環境に位置し、最大8mの**高低差**がある**傾斜地**。
- 周辺には**桜のプロムナード**などの緑地が存在。



3. 施設整備方針

- 図書館**(馬込文士村コーナーを含む)・**特別出張所**・**保育園**の複合施設となる中馬込地区は「**文化の丘**」、**区民センター**・**児童館**・**保育園**・**図書サービスコーナー**(図書の閲覧および予約資料の貸出・返却機能)の複合施設となる南馬込地区は「**みらいの丘**」を施設計画コンセプトとし、地域に愛される**拠点**を目指す。
- 緑化**と建物の**低層化**により地域と調和した施設計画としながら**ZEB Ready**の達成を目指す。
- 施設の建て替えにより耐震性に対する強靱化を図り、各施設機能に応じた**防災機能を確保**する。

ロビー空間のイメージ



※画像はイメージです。

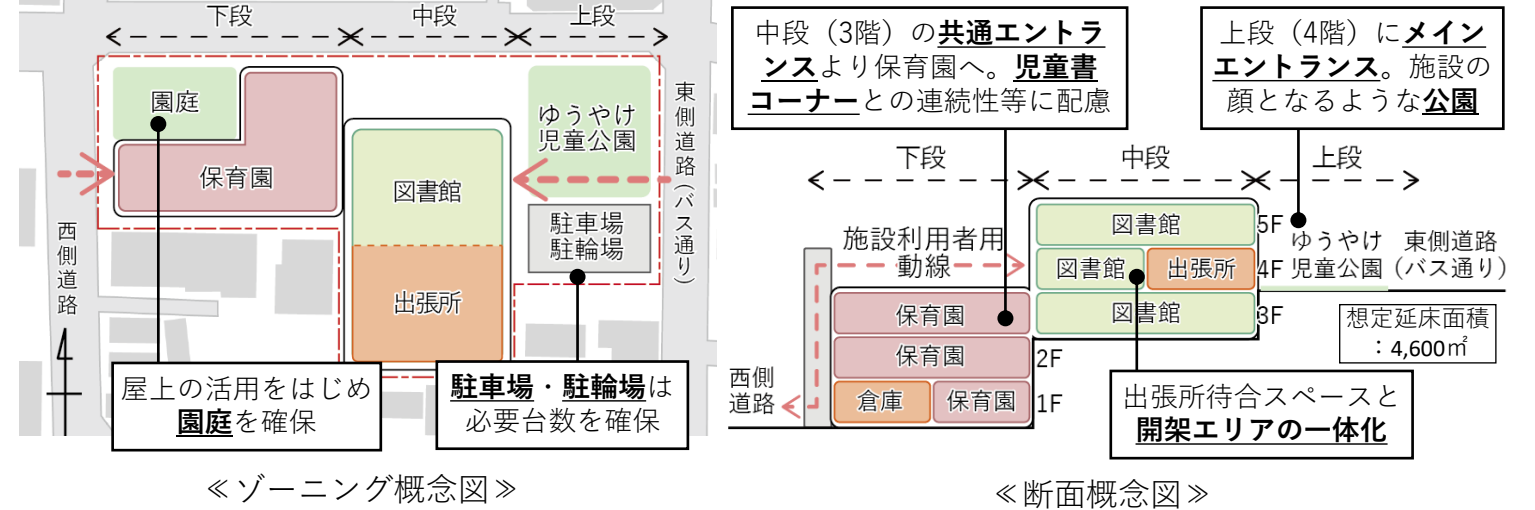
施設計画のポイント

- 目的がなくても立ち寄れる**、**多世代の居場所**となる**ロビー空間**
- 施設内での**高低差解消**と、両複合施設の連携による**回遊性向上**



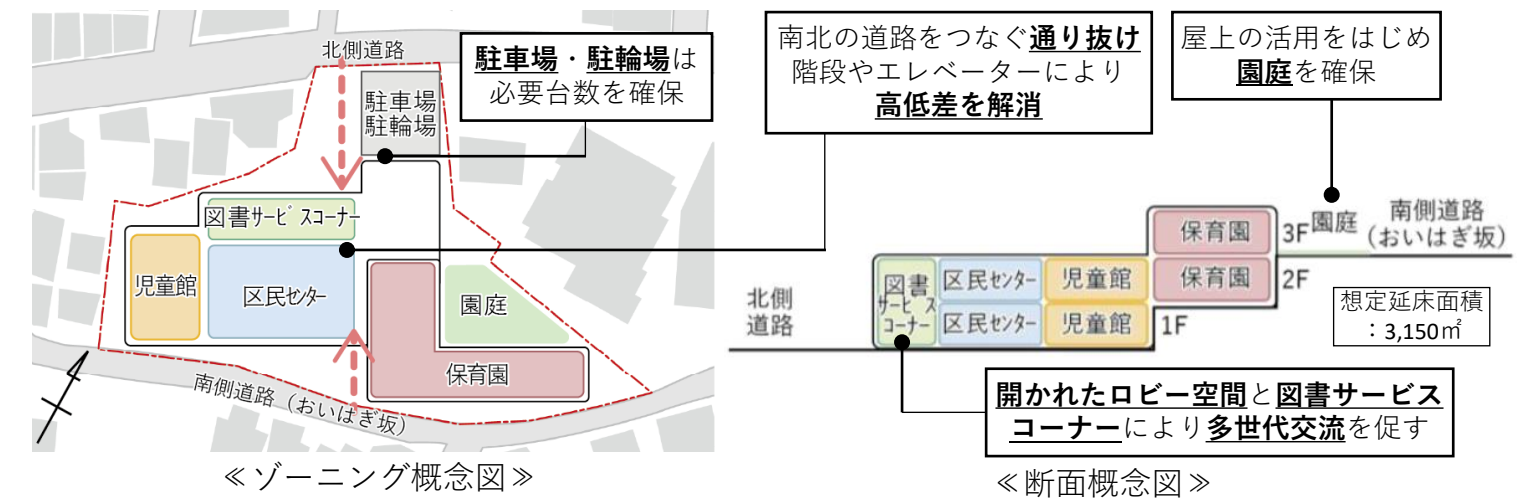
4. 中馬込地区の施設計画（詳細は設計段階で検討）

- 仮設建物が不要**であること、馬込図書館（昭和46年以前の旧旧耐震基準）の**早期移転**が可能なこと、建設費や利用環境への影響が大きい**地下階を少なく**すること等を考慮し、総合的に施設の配置を検討する。
- 施設内に加え、西側道路（1階）から東側道路（4階）まで**高低差を解消**するエレベーターを設置する。



5. 南馬込地区の施設計画（詳細は設計段階で検討）

- 高低差を**有効活用**すること、建設費や利用環境への影響が大きい**地下階を少なく**すること、近隣住民への**音や圧迫感**等を少なくすること等を考慮し、総合的に施設の配置を検討する。
- 敷地の傾斜に沿って、低層の住宅地と**調和のとれた建物**を計画。開かれた**ロビー空間**や**図書サービスコーナー**により、目的がなくても入りやすく、**多世代交流**のきっかけとなる施設を目指す。



6. 今後のスケジュール

設計及び建築工事に必要な期間は以下のとおり。

詳細な解体・建築工事スケジュールは、基本・実施設計時に詳細を検討する。

内容	年度	令和8	令和9	令和10	令和11以降	
設計工程			設計			
説明会等		説明会等				
工事工程					解体・建築工事	

※工事期間中、ゆうやけ児童公園は廃止しその後再整備

(仮称) 大田区中馬込三丁目複合施設及び
(仮称) 大田区南馬込四丁目複合施設に係る
基本計画 (案)

令和 8 年 5 月

大田区

－ 目次 －

1. 目的
 - (1) 事業概要
 - (2) 本基本計画の対象
 2. 計画地の概況・法的条件
 - (1) 馬込エリアの特性
 - (2) 各既存施設の概要
 - (3) 計画地の概況
 - ①中馬込地区
 - ②南馬込地区
 - (4) 法的条件
 - ①中馬込地区
 - ②南馬込地区
 3. 施設整備方針
 - (1) 施設計画コンセプト
 - (2) 各機能・主要室の整備方針
 - ①両地区共通
 - ②中馬込複合施設
 - ③南馬込複合施設
 - (3) 各室の連携イメージ
 - ①中馬込複合施設
 - ②南馬込複合施設
 4. 施設計画
 - (1) 中馬込複合施設計画
 - ①配置比較
 - ②ゾーニング計画
 - ③平面計画案
 - ④工事ステップ案
 - (2) 南馬込複合施設計画
 - ①配置比較
 - ②ゾーニング計画
 - ③平面計画案
 - (3) 環境計画
 - ①環境負荷低減基準（ZEB 基準）
 - ②自然エネルギー活用方針
 - ③各機能の環境計画
 - (4) 構造計画
 - ①耐震性能の検討
 5. 事業費用概算
 6. 今後のスケジュール
-

2. 計画地の概況・法的条件

2-1. 馬込エリアの特性

馬込地区は、川の流れによって削り出された複雑な地形を有しています。かつてはその起伏の多さから「馬込九十九谷（まごめつくもだに）」と称されており、現在も台地と低地をつなぐ豊かな坂道が、この地特有の景観をつくり出しています。地区の大半は閑静な住宅地によって構成されているほか、農業を営む生産緑地も点在するのが特徴です。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』の馬込・池上地域の都市づくり方針においても、こうした緑豊かな自然環境や、池上本門寺をはじめとする歴史文化資源を維持・保全し、落ち着いた住宅地を形成することが位置付けられています。

かつては「馬込文士村」と称され多くの文士や芸術家が住んでいた地域でもあり、現在も歴史的・文化的な地域資源が各所に点在しています。これらの資源を活かすことで、地域の回遊性向上やにぎわい創出につながる可能性を有しています。

また、馬込地区が含まれる大森地域全体では、流入人口が多く、区内の他地域より年少人口の減少割合が緩やかです。一定の年少人口を保ちながら幅広い世代が居住する地域特性を持っています。

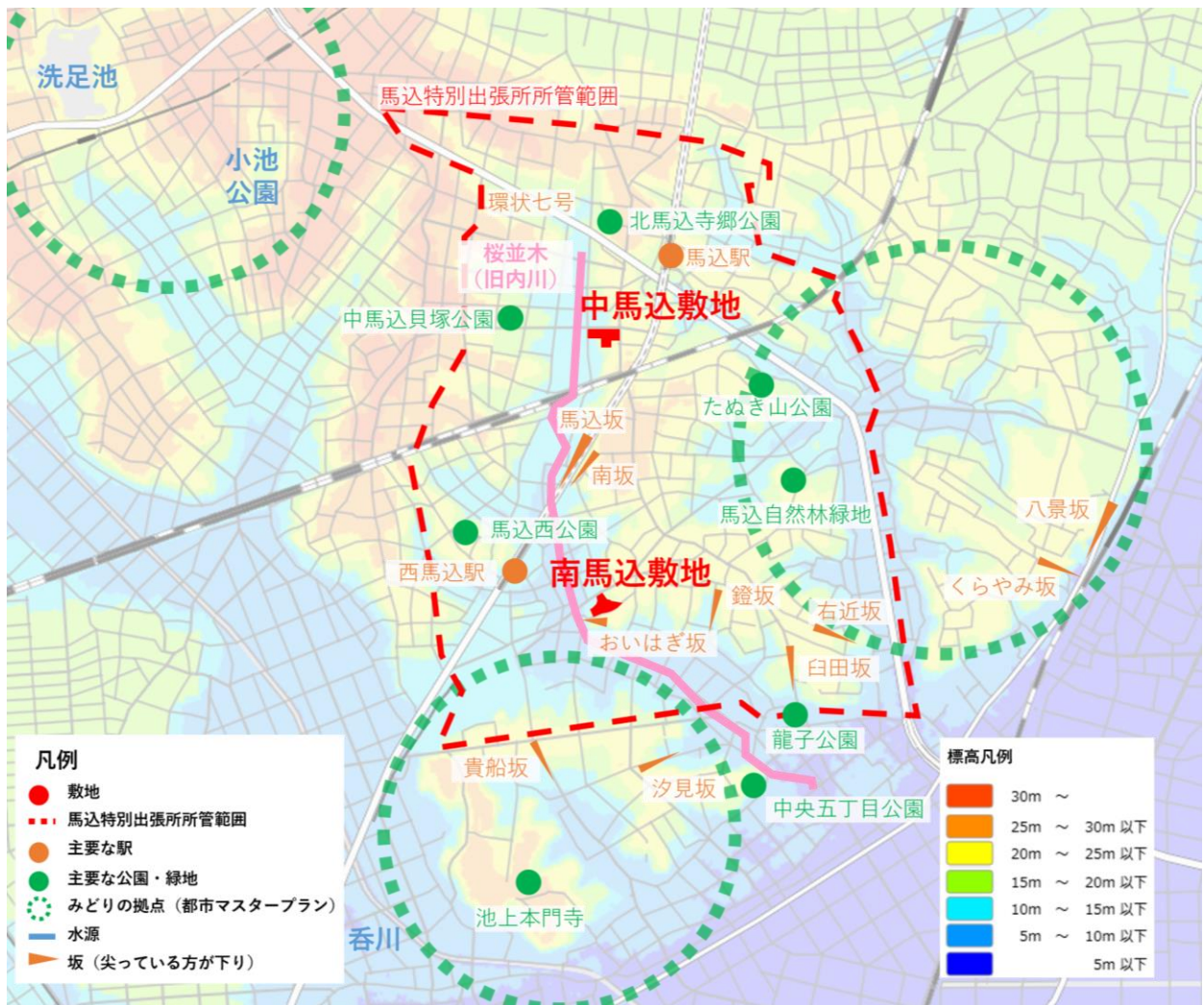


図2 馬込地区の地域資源（出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成）

2-2. 各既存施設の概要

『大田区公共施設個別施設計画（令和3年3月）』では、昭和46（1971）年度以前に建築された「旧旧耐震基準」の建物（下表の築年度に下線で表示）を原則「新築（建替え）」とする考え方が定められています。この考え方にに基づき、「中馬込地区」、「南馬込地区」の以下の既存施設を基に、両地区に複合施設を整備します。

表1 中馬込地区既存施設

	馬込図書館	馬込特別出張所	馬込保育園	ゆうやけ児童公園
敷地面積	864 m ²	895 m ²	1,773 m ²	466 m ²
延床面積	1,608 m ²	856 m ²	818 m ²	—
築年度	<u>昭和45年</u>	昭和60年	昭和54年	—
用途地域	近隣商業地域/準住居地域/第一種住居地域	近隣商業地域/第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	80%/60%	80%/60%	60%	60%
容積率	300%	300%/200%	200%	200%
高度地区	第三種高度地区 最低限高度地区	第三種高度地区/ 第二種高度地区	第二種高度地区	第二種高度地区
日陰規定	5h-3h/4m	5h-3h/3h-2h/4m	3h-2h/4m	3h-2h/4m
防火指定	準防火地域/防火地域	準防火地域	準防火地域	準防火地域

表2 南馬込地区既存施設

	馬込区民センター ※既存の延床面積に「南馬込四丁目児童館」、 「上池台障害福祉会館馬込分場」を含む。	みなみまごめ保育園
敷地面積	1,496 m ²	1,032 m ²
延床面積	1,880 m ² ※	936 m ²
築年度	<u>昭和44年</u>	<u>昭和42年</u>
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%	50%
容積率	100%	100%
高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区
日陰規定	4h-2.5h（1.5）	4h-2.5h（1.5）
防火指定	準防火地域/新たな防火規制区域	準防火地域/新たな防火規制区域

2-3. 計画地の概況

2-3-1. 中馬込地区

中馬込地区の計画地は、既存特別出張所の建つ「上段」・既存保育園の建つ「中段」・東京地下鉄(株)用地の「下段」の三段に分かれていることが特徴です。

都営浅草線馬込駅から徒歩5分、馬込橋バス停留所からすぐに位置しており、最大11メートルの高低差をもつ東側と西側の道路と、この高低差をつなぐ北側の坂道に囲まれた敷地です。周辺は南側の一部を除き、中規模の集合住宅に囲まれた市街地となっています。

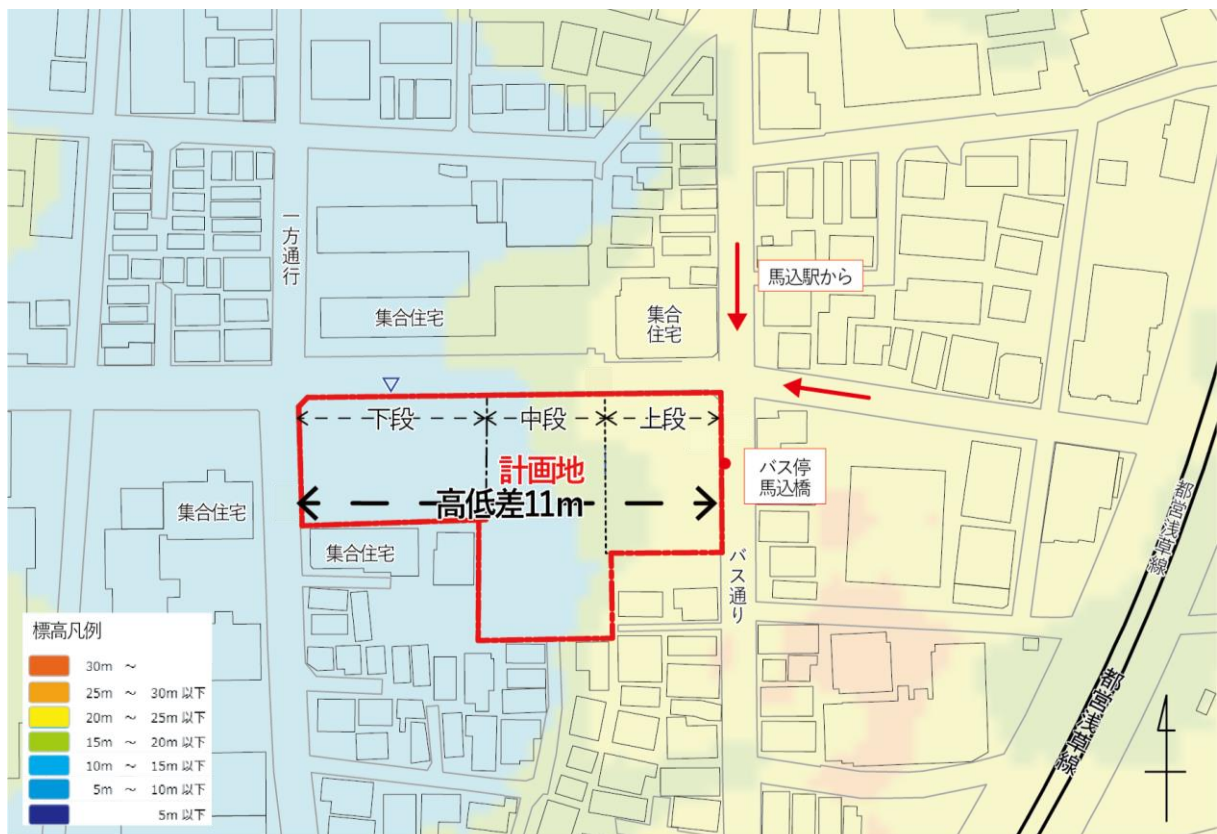


図3 中馬込地区周辺 (出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成)

2-3-2. 南馬込地区

南馬込地区の計画地は、低層の戸建て住宅からなる閑静な住宅街の中に位置し、最大 8 メートルの高低差をもつ傾斜地となっています。

敷地南側には墓地が近接しており、周囲に視界を遮るものが少ないため優れた眺望を有しています。都営浅草線西馬込駅より徒歩 8 分、万福寺前バス停留所より徒歩 4 分の場所に位置し、近隣には桜のプロムナード、郷土博物館、熊谷恒子記念館等の文化的な地域資源が存在しています。

また北側の道路は都市計画道路に指定されており、将来道路の拡幅が計画されています。



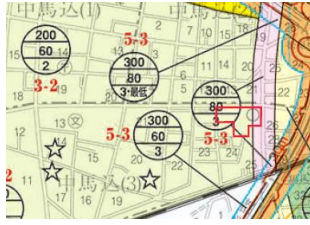
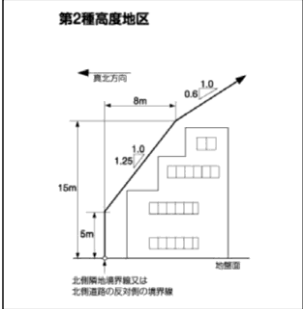
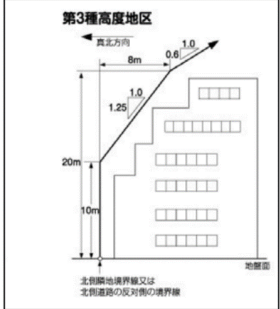
図 4 南馬込地区周辺 (出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成)

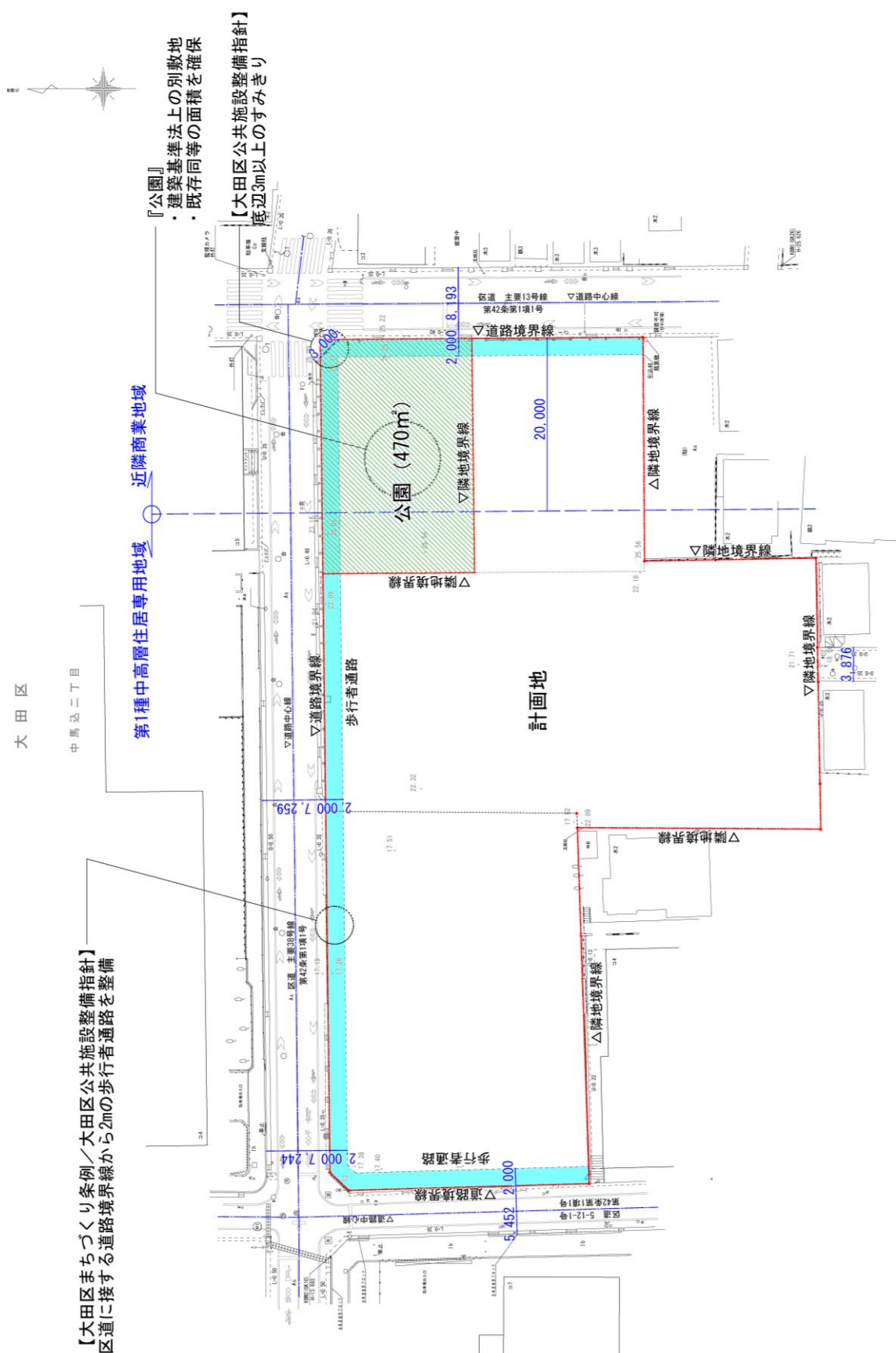
2-4. 法的条件

2-4-1. 中馬込地区

敷地概要と法的条件は以下のとおりです。

表 3 中馬込地区敷地概要と法的条件

■都市計画地図	■高度地区	
	第2種高度地区  第3種高度地区 	
■敷地概要		
計画地（地名地番）	大田区中馬込三丁目71番他	
敷地面積（暫定値）	3,475 ㎡（公園除く）	
用途地域	第1種中高層住居専用地域	近隣商業地域
面積（暫定値）	3,080	395
用途制限（計画建物用途に限る）	出張所※は以下の条件で建設可	
	※地方公共団体の支所及び支所として4階以下とする	
	道路幅員基準不適合	
開発許可基準	都市計画法施行令第25条第二号ただし書の適用及び同条第四号の緩和の適用が必要	
地区・区域		
防火地域	準防火地域	準防火地域
高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区
景観計画の区域区分	市街地類型（住環境保全市街地）	
都市計画道路	無	
許容建ぺい率（％）	80（指定：60+角地+準耐火）	100（指定：80+角地+準耐火）
許容建ぺい率計（％）	82	
許容建築面積（㎡）	2,859	
指定容積率（％）	200	300
許容容積率計（％）	211	
許容容積率対象面積（㎡）	7,345	
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25	適用距離25m+勾配1.5
隣地斜線	20m+勾配1.25	31m+勾配2.5
北側斜線	有	
日影規制	3時間-2時間 測定面：4 m	5時間-3時間 測定面：4 m
■各種条例基準		
大田区まちづくり条例	・壁面後退距離：隣地境界線から50cm以上 ・公道の拡幅整備等：区道に接する場合、当該道路から2mの歩行者通路を整備	
緑化基準	・地上部緑化	
※特記なき限り	敷地面積※1×（100-84※2）×1/100×0.35 → 敷地面積×6% 以上…①	
【大田区みどりの条例】より	※1 歩行者通路及び角切り部を除くことも可能 ※2 建蔽率の緩和を含む（100%の場合は90%で計算）	
	【大田区公共施設整備指針】敷地面積×12%以上…②	
	①⇔②で大きい方→敷地面積×12%以上	
	・接道緑化：接道長さ×0.7以上	
	・屋上緑化基準	
	屋上面積（出入り及び利用可能部分）×0.25以上	
附置義務台数		
駐車場	【大田区開発指導要綱】 敷地内に2台以上 【東京都駐車場条例】 周辺地区に該当。特定用途（事務所）の部分の床面積<2000㎡ ⇒一般及び荷捌き駐車場とも対象外	
自転車駐輪場	【大田区開発指導要綱】 設置義務の対象となる施設：図書館・保育所 図書館の床面積15㎡ごとに1台⇒1115㎡/15㎡=75台 保育室の床面積50㎡ごとに1台⇒425㎡/50㎡=9台 計 84台	



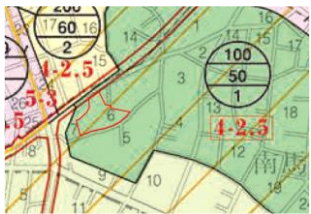
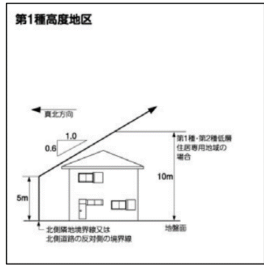
中馬込三丁目

図 5 中馬込地区配置条件

2-4-2. 南馬込地区

敷地概要と法的条件は以下のとおりです。

表 4 南馬込地区敷地概要と法的条件

	
■敷地概要	
計画地	大田区南馬込四丁目1494番3他
敷地面積（暫定値）	3,554 m ²
用途地域	第一種低層住居専用地域
用途制限（計画建物用途に限る）	児童館※1は以下の条件で建設可（区民センターは建設不可※2）
	※1：600m ² 以上は不可 ※2：建設不可建築基準法第48条の許可の取得が必要
開発許可基準	道路幅員基準不適合 都市計画法施行令第25条第二号ただし書の適用及び同条第四号の緩和の適用が必要
地区・区域	
防火地域	準防火地域 新たな防火規制（東京都建築安全条例第7条の3）
高度地区	第1種高度地区
景観計画の区域区分	市街地類型（住環境保全市街地）
都市計画道路	北側：幅員15m
許容建ぺい率（％）	60（指定：50+準耐火）
許容建ぺい率計（％）	60
許容建築面積（m ² ）	2,132
指定容積率（％）	100
許容容積率計（％）	100
許容容積率対象面積（m ² ）	3,554
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25
隣地斜線	無
北側斜線	5m+勾配1.25
日影規制	4時間-2.5時間 測定面：1.5 m
■各種条例基準	
大田区まちづくり条例	・壁面後退距離：隣地境界線から50cm以上 ・公道の拡幅整備等：区道に接する場合、当該道路から2mの歩行者通路を整備
緑化基準	・地上部緑化
※特記なき限り	敷地面積※1×（100-60※2）×1/100×0.4 → 敷地面積×16%以上 …①
【大田区みどりの条例】より	※1 歩行者通路及び角切り部を除くことも可能 ※2 建蔽率の緩和を含む（100%の場合は90%で計算）
	【大田区公共施設整備指針】敷地面積×12%以上…②
	①⇔②で大きい方→敷地面積×16%以上
	・接道緑化：接道長さ×0.7以上 ・屋上緑化基準
	屋上面積（出入り及び利用可能部分）×0.25以上
附置義務台数	
駐車場	【大田区開発指導要綱】
	敷地内に2台以上
	【東京都駐車場条例】
	周辺地区に該当。特定用途（事務所・体育館）の部分の床面積＜2000m ²
	⇒一般及び荷捌き駐車場とも対象外
自転車駐輪場	【大田区開発指導要綱】
	設置義務の対象となる施設：図書館・保育所・区民センター
	図書館の床面積15m ² ごとに1台⇒110m ² ／15m ² =8台
	保育室の床面積50m ² ごとに1台⇒450m ² ／50m ² =9台
	区民センターの床面積25m ² ごとに1台⇒610m ² ／25m ² =25台
	計 42台

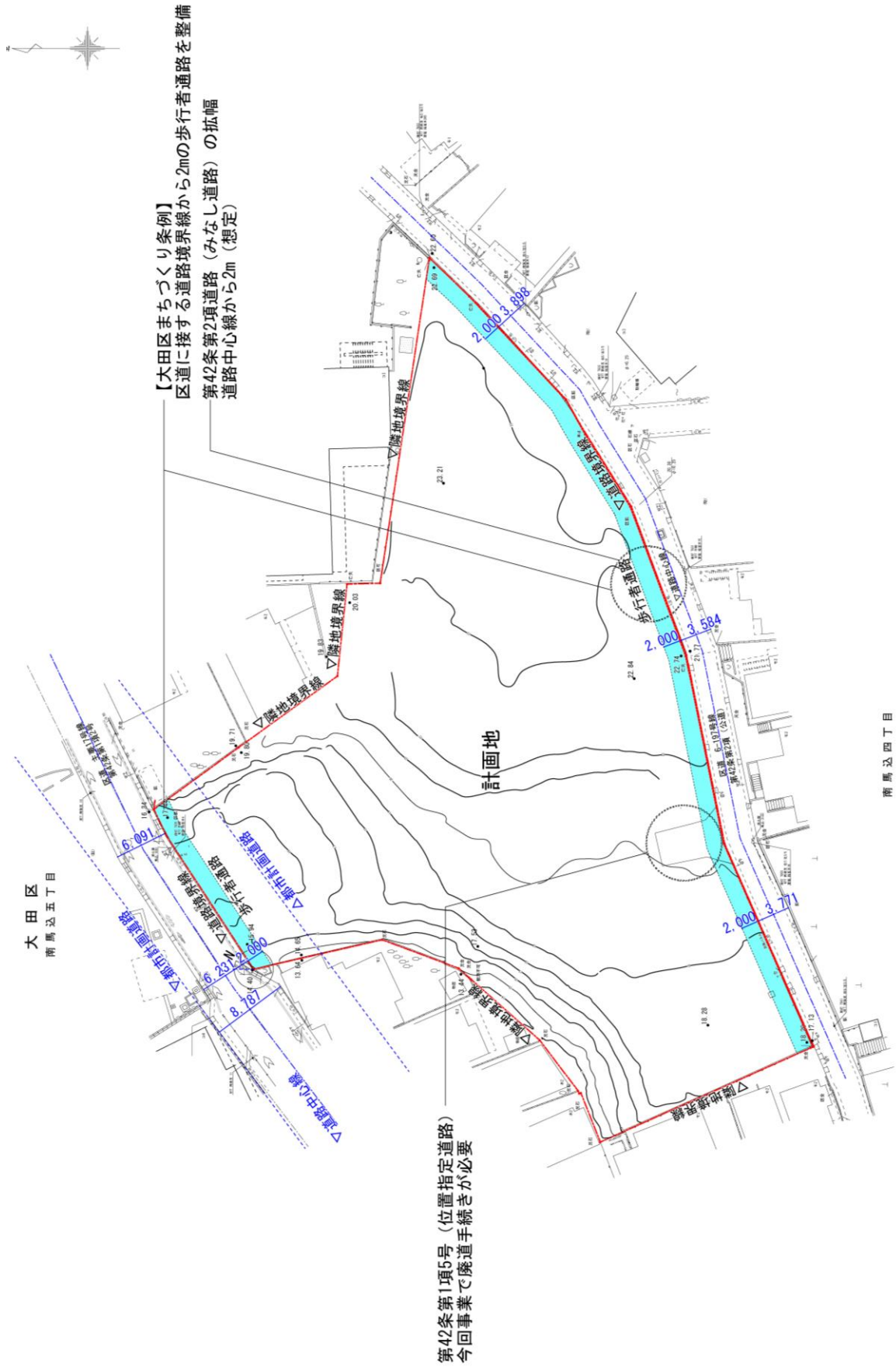


図 6 南馬込地区配置条件

3. 施設整備方針

3-1. 施設計画コンセプト

基本構想では、①幅広い世代の利用 ②地区の特性に合った施設づくり ③防災拠点機能の強化に関する三つの整備コンセプトを定めています。この三つの整備コンセプトを踏まえ、中馬込地区・南馬込地区の施設計画コンセプトを定めます。

中馬込地区では、地域力推進の拠点となる特別出張所や、区民の教育と文化の発展を目指す図書館、こどもに安全な生活の場を提供する区立保育園が複合化されます。歴史や文化を含めた地域の魅力を育む拠点として、「出会い学びあう 文化の丘」をコンセプトとします。

南馬込地区では、保育園と、こどもの健全育成を目的とした児童館、さらに区民の文化活動、地域活動及び生涯学習活動を促進し文化・地域力の向上を目指す拠点となる区民センターが複合化されます。こどもや子育て世代から高齢者まで、あらゆる世代が気軽に訪れ、みらいに向けて生涯学習ができる拠点を目指し、「遊び育ちあう みらいの丘」をコンセプトとします。

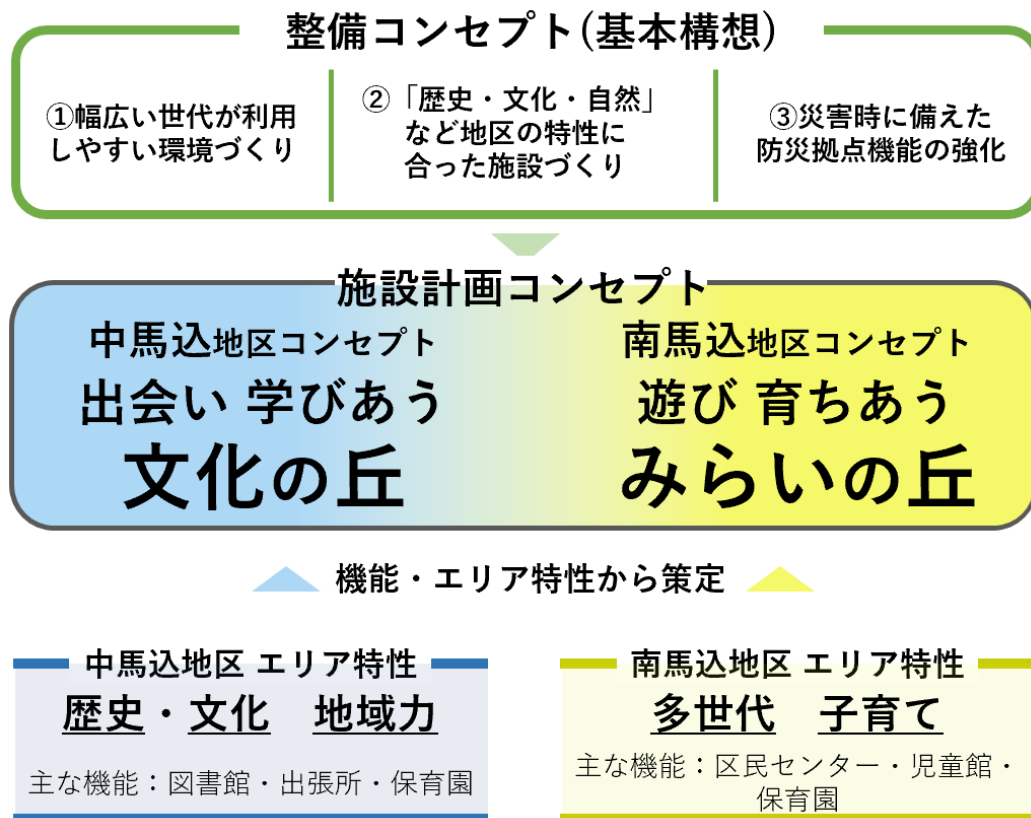


図 7 施設計画コンセプト

3-2. 各機能・主要室の整備方針

3-2-1. 両地区共通

複合化にあたって、各機能の相乗効果を生むような連携を図ります。加えて多世代の居場所としてロビー空間や屋外空間を充実させ、地域に愛される拠点を目指します。

高低差をエレベーター等で解消し、アクセス性向上により誰もが利用しやすい施設とします。さらに二つの拠点が連携しあうことや、コミュニティサイクル設置や新たな地域内交通サービス等多様な移動手段を検討することで、周辺施設や地域資源に対する回遊性の向上を図ります。

日常的な地域活動の場としての賑わいを創出しながら、各施設機能に応じた、防災機能を確保します。その中で、風水害における対策についても、施設機能として整備を検討します。

また、屋上の活用については、管理運営上の観点や各種設備の設置場所の検討等の視点とともに、今後検討を進めます。

3-2-2. 中馬込複合施設

○図書館

地域の知の拠点として、必要な蔵書数を揃え、利用者が必要な知識や情報を手に入れられる環境や、ゆっくりと過ごせる読書・休憩スペース、グループ学習ができる場を備えた図書館を目指します。さらに、馬込ならではの歴史や馬込文士村の文化を発信する機能を強化し、多様化する図書館サービスに対応できる施設を整備します。

幅広い世代が利用できる「開かれた活動の場」を計画することで、利用者間の交流を促し、地域共創拠点としての機能を新たに追加します。

複合化される保育園・出張所をつなぐ機能となることを目指し、書架配置や機能の連携を検討します。

開架書架	閲覧スペースの充実と、テーマ性を持った書架配置により、多彩な居場所を計画します。目的外の本と出会える探索性と各機能をつなぐ開放性を両立した空間を実現します。利用者間の交流が自然と生まれ、活動の拠り所となることを目指します。
馬込文士村 コーナー	地域の魅力のひとつである「馬込文士村」に関する資料を展示します。誰もが気軽に立ち寄れる「コーナー」として整備します。
多目的 ラウンジ	図書館の自主事業等のイベントが行えるオープンスペースです。 多様な活動に対応できるよう、可変性を持たせ、屋外も積極的に活用します。 日常的には、図書閲覧スペース・交流スペースにも利用されます。

○特別出張所

窓口機能、地域力推進機能に加えて、災害時において初動期に重要な役割を担う地域の拠点として整備します。

待合スペースと図書館の開架エリアを一体的に整備することで、手続きの待ち時間も充実して過ごせるような滞在環境を目指します。

事務室	所管をまたぐ事務機能の統合により、利用者の多様なニーズに対して、一体的かつ効率的に応える行政サービスの提供の実現を目指します。 個人情報保護の観点から、運用方法の検討に加え、セキュリティの観点から適切なゾーニングや視線の操作等を行います。
会議室	地域の活動による利用のほか、将来的には自習やグループ学習の場等として図書館機能との連携を検討します。夜間・休日等の閉庁時間帯における利用を想定し、セキュリティを確保した動線計画とします。

○保育園

登降園時の図書館利用や、児童書コーナーとの連続性、さらに公園への「出張利用」を検討し、複合化による豊かな体験の実現を目指します。

園児の安全性の観点から、事務室から園庭及び各保育室への視認性の向上、入退館管理機能の集約等、セキュリティの確保を徹底します。

保育室	園庭との連続的な動線や、職員が複数クラスを行き来しやすい配置による、異学年クラス間の連携等を見据えた計画を検討します。 敷地の高低差により、複数階が地上に接続する特性を活かし、迅速な避難が可能な計画とします。
遊戯室	園内行事の開催、悪天候時において園庭の代替のあそび場、3～5歳児の午睡利用等、多様な用途に対応できる計画とします。
多目的室	乳幼児の室内遊びやカームダウンの場、感染症対策や医療的ケア児の受け入れスペースなど、多様な用途に対応できる計画とします。
園庭	園庭の日照条件、夏季の熱中症対策、近隣への音の影響に十分配慮した配置計画を行います。また、年齢毎の居場所や多様な外遊びを実現する、立体的な園庭を検討します。

○公園

人の流れの結節点となる「上段」の北東角に、複合施設と一体的な利用を想定した整備を検討します。坂道や複合施設との連続性を重視し、一体的な景観づくりに配慮します。

地域の憩いの場とすることに加え、図書館や特別出張所と連携したイベントも行える、多目的なひろばとしての活用を目指します。

3-2-3. 南馬込複合施設

○区民センター

広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図る施設貸出し機能や、目的がなくても誰でも立ち寄れるような「ロビー空間」を整備します。

「ゆうゆうくらぶ」の機能については、ロビー空間を有効活用し、引き続き囲碁や談話などができるよう整備します。

体育室	施設貸出機能を維持・拡充しながら、スポーツ活動以外にも柔軟に対応できる計画とします。同施設内の保育園の運動会や、その他イベント等、多目的な利用を通じて、多世代の地域住民のつながりをつくることを目指します。
集会室	多様な利用目的に対応できるように多機能化し、比較的稼働率の高い体育室の利用適正化を図ります。
ロビー空間	図書サービスコーナーとの一体的な配置や、階段や吹抜け等と合わせて各階に計画することで、活動や交流の場を目指します。

○児童館

児童館の利用状況や馬込地区における子育てニーズ等を踏まえ、児童館機能の強化を図ります。学童保育機能に加え、一時預かり保育や子育てひろばを充実させ、乳幼児親子への支援体制を強化します。

複合施設において、児童の安全確保の観点から、職員による見守りが行き届くような部屋の配置とします。また、梅田小学校等からの主要なアクセス動線に配慮した配置を計画します。

学童 保育室	図書・工作コーナーを学童保育室に隣接した配置とし、工具等の安全性や利用方法に配慮しながら、児童が主体的に多様な遊びを選択できる環境づくりを目指します。
遊戯室	活動の幅を広げるため、区民センター体育室との一体的な利用や機能連携を検討します。
子育て ひろば・ 一時預かり 保育室	乳幼児親子が安心して過ごせる居場所となるよう、就学児との動線や利用環境に配慮した配置計画とします。乳幼児親子が円滑に利用できるよう、ベビーカーでのアクセスに配慮した動線を確保します。

○保育園

登降園時の図書サービスコーナーとの連続性、さらに区民センターの体育室や集会室への「出張利用」を検討し、複合化による豊かな体験の実現を目指します。

園児の安全性の観点から、事務室から園庭及び各保育室への視認性の向上、入退館管理機能の集約等、セキュリティの確保を徹底します。

保育室	園庭との連続的な動線や、職員が複数クラスを行き来しやすい配置による、異学年クラス間の連携等を見据えた計画を検討します。 敷地の高低差により、複数階が地上に接続する特性を活かし、迅速な避難が可能な計画とします。
遊戯室	園内行事の開催、悪天候時において園庭の代替のあそび場、3～5歳児の午睡利用等、多様な用途に対応できる計画とします。
多目的室	乳幼児の室内遊びやカームダウンの場、感染症対策など、多様な用途に対応できる計画とします。
園庭	園庭の日照条件、夏季の熱中症対策、近隣への音の影響に十分配慮した配置計画を行います。また、自然豊かな敷地の高低差や形状を活かし、園児の豊かなあそび環境を実現できる立体的な園庭計画を検討します。

○図書サービスコーナー

起伏に富んだ馬込地区において、図書館利用が困難な高齢者や子育て世代の利便性を向上させるため、図書の閲覧及び予約資料の貸出・返却機能を備えた拠点を整備します。

施設を訪れた区民が気軽に立ち寄り、図書や情報に触れられるようロビー空間などの共用部と一体的に計画します。

また、乳幼児親子の居場所としての活用や、蔵書を児童館内に持ち込めるようにする等、複合施設の利点を活かした運用のあり方を検討します。

15

3-3-2. 南馬込複合施設

ロビー空間と図書サービスコーナーを一体整備し、目的がなくても訪れやすい施設を目指します。

保育園と図書サービスコーナーとの連続性や、保育園の行事での体育室の利用等の機能間連携を図ります。

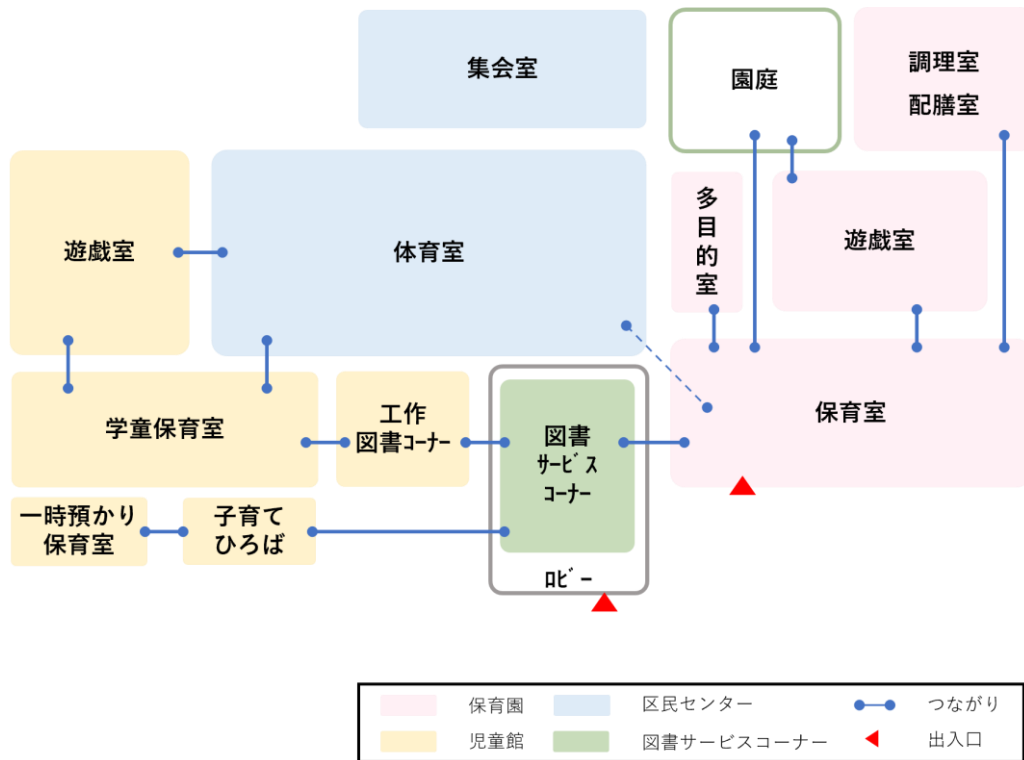


図 9 南馬込地区各室の連携イメージ

4. 施設計画

4-1. 中馬込複合施設計画

4-1-1. 配置比較

仮設建物を運用せずに工事ができること、旧旧耐震建築である図書館が早期に移転完了すること、建物で高低差を解消できること等を前提に、建設費・居住性への影響が大きい地下階を少なくすることを考慮し、総合的に各施設の配置を検討します。

下記比較検討により、B案が望ましいと考えます。

表 5 中馬込複合施設配置比較

案	上・中・下段 すべてに建設	中・下段に建設			下段のみに建設
	A	B	C	D	E
平面概念図					
断面概念図					
高低差処理	○ 全段に跨いで建設 建物で高低差処理	○ 下段・中段に建設 上段エントランス 建物で高低差処理	○ 下段・中段に建設 上段エントランス 建物で高低差処理	○ 下段・中段に建設 上段エントランス 建物で高低差処理	× 下段のみに建設 建物から上段に アクセス不可
地下階有無	○ 無	○ 無	○ 無	× 地下1層 (採光▼/建設費増)	× 地下2層 (採光▼/建設費増)
機能間の連携 (図書館・出張所 の配置)	○ 近接が可能	○ 近接が可能	△ 中段・下段に分断	△ 中段・下段に分断	○ 近接が可能
アクセス性 (図書館・出張所への アプローチ)	◎ 図書館・出張所に 上段からフラット にアクセス可	◎ 図書館・出張所に 上段からフラット にアクセス可	○ 出張所に上段から フラットに アクセス可	△ 図書館に上段から フラットに アクセス可	× 上段からアクセス 不可
図書館建設時期 (旧旧耐震建物 の移転)	× 上段に建設 (もっとも遅い)	○ 中段に建設	◎ 下段に建設	○ 中段に建設	◎ 下段に建設

特別出張所 図書館 保育園 P 駐車・駐輪場

4-1-2. ゾーニング計画

中段に特別出張所と図書館を一体的に整備します。保育園は下段に整備してセキュリティを確保しながら、中段に共通の地域エントランスを設けることで各機能の連携を図ります。

また、駅やバス通りからのアクセスを考慮し、上段にメインエントランスを設け、高低差を活用しさまざまな高さから建物に入れる計画を検討します。上段に整備する公園は来庁者も訪れるよう、建物との一体的な整備を検討します。

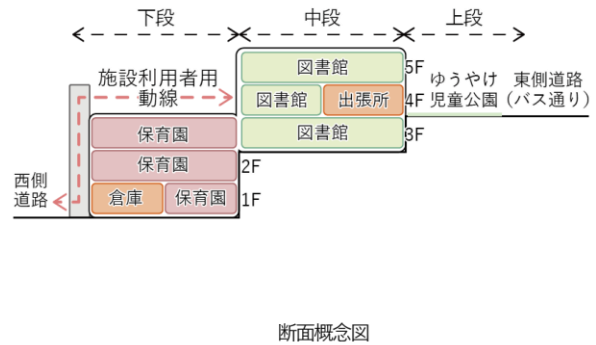
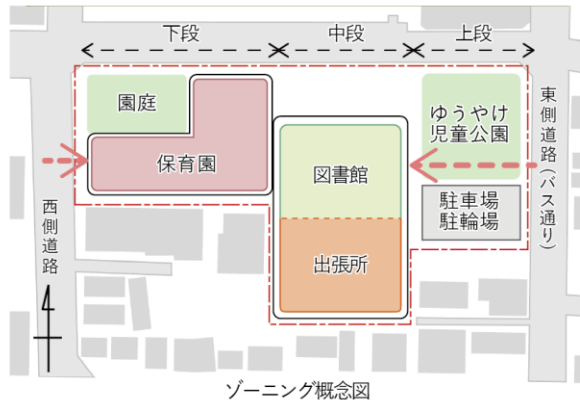


図 10 中馬込複合施設ゾーニング計画（詳細については設計段階で検討します。）

4-1-3. 平面計画案

高低差を解消するため、西側の下段（1階）から、東側の上段の高さ（4階）までをつなぐエレベーターを設置します。上段（4階）の公園からつながるメインのエントランスと合わせることで、どこからでもアクセスしやすい施設とします。

加えて、北側道路から入れる地域エントランスを中段（3階）に設け、開かれたロビー空間とすることで目的がなくても入りやすく、多世代交流のきっかけともなる施設を目指します。

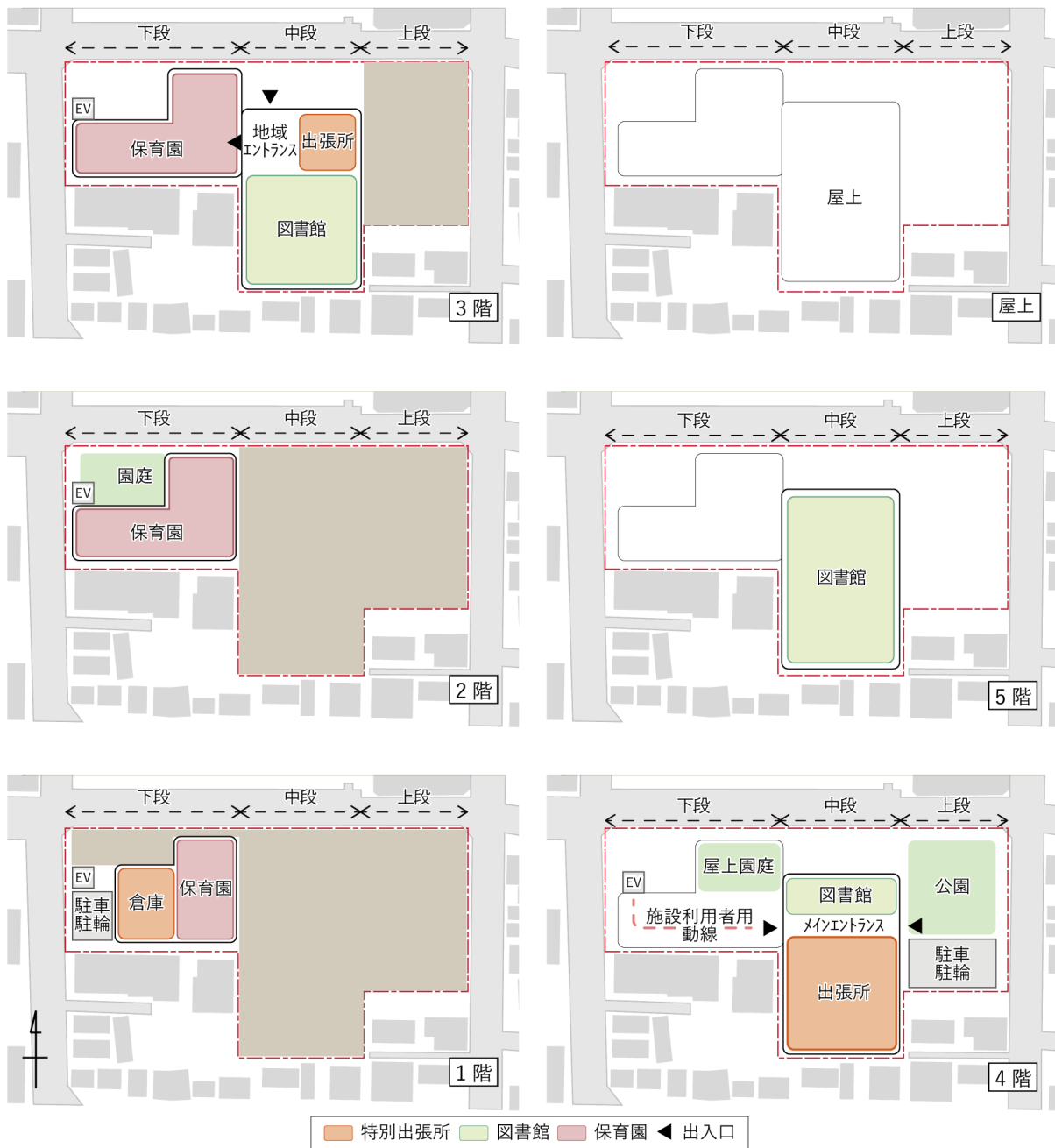


図 11 中馬込複合施設平面計画案

4-1-4. 工事ステップ案

中馬込敷地特有の三段構成を活かし、段階的な施工によって行政サービスを停滞させることなく、仮設建物の不使用により総事業費を抑制しながら迅速な施設整備を実現します。

第Ⅰ期として東京地下鉄(株)用地（下段）に保育園を新築・移転します。

第Ⅱ期に中段の既存の保育園の解体と図書館・特別出張所の新築・移転を順次行います。

第Ⅲ期に上段の既存の特別出張所を解体し、公園及び駐車・駐輪場の整備を行います。

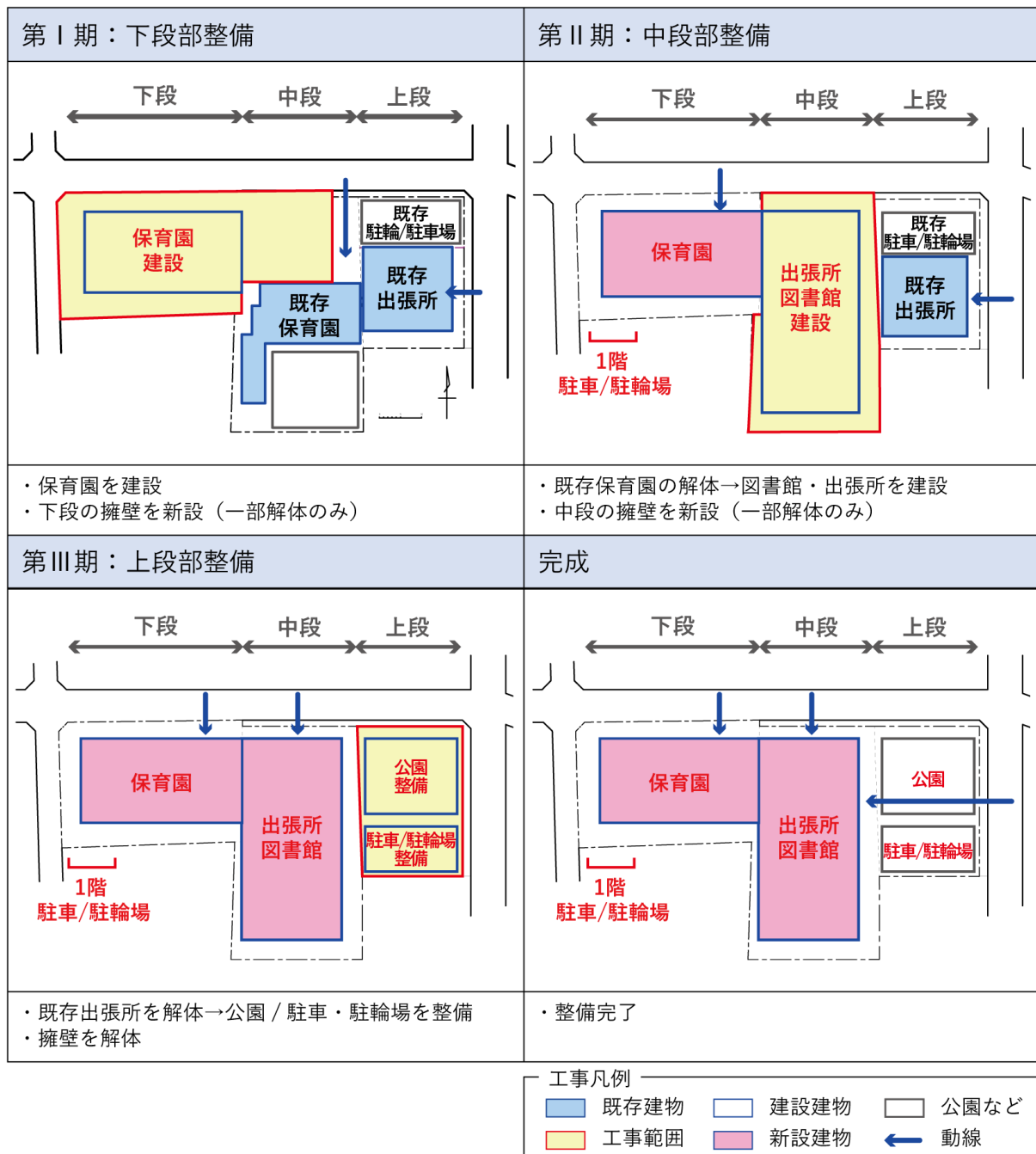


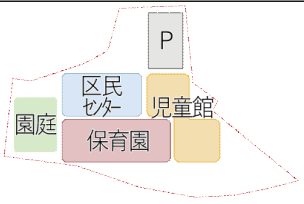
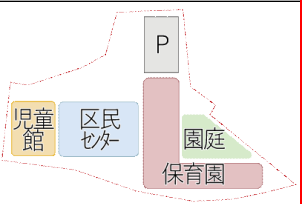
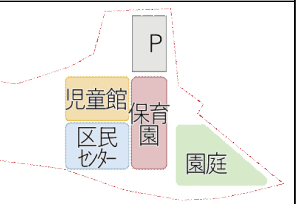
図 12 中馬込複合施設工事ステップ案

4-2. 南馬込複合施設計画

4-2-1. 配置比較

高低差を有効活用すること、建設費・居住性への影響が大きい地下階を少なくすること、近隣住民への音や圧迫感等の影響を少なくすること等を考慮し、総合的に各機能の配置を検討します。下記比較検討により、B案が望ましいと考えます。

表 6 南馬込複合施設配置比較

案	平面展開配置・低層化		集約配置・高層化
	A	B	C
平面概念図			
高低差処理	○ セキュリティの高い児童館・保育園により分断	◎ 建物で高低差処理	◎ 建物で高低差処理
地階利用	○ 地階利用は少ない	○ 地階利用は少ない	× 建築面積が小さく地階利用が多い
近隣配慮	近隣への圧迫感	△ 北東側住宅への圧迫感	○ 北西側隣地境界からセットバック
	視線	△ 園庭と見合わせるため配慮	○ 北西側は窓設置に配慮
	園庭配置	× 園庭が西側で北西側住宅に近接	◎ 園庭が既存位置に近い

4-2-2. ゾーニング計画

既存の保育園と近くなることに加え、比較的平坦な園庭を確保できることから、東側に保育園を計画します。

区民センターについては、北側と南側道路の両側からアクセスでき、ロビー空間や図書サービスコーナーを介して施設を通り抜けることができる計画を検討します。

児童館については、近隣小学校からのアクセスを考慮した配置とすることに加え、ベビーカーで訪れる乳幼児親子に対しても利用しやすい配置とします。

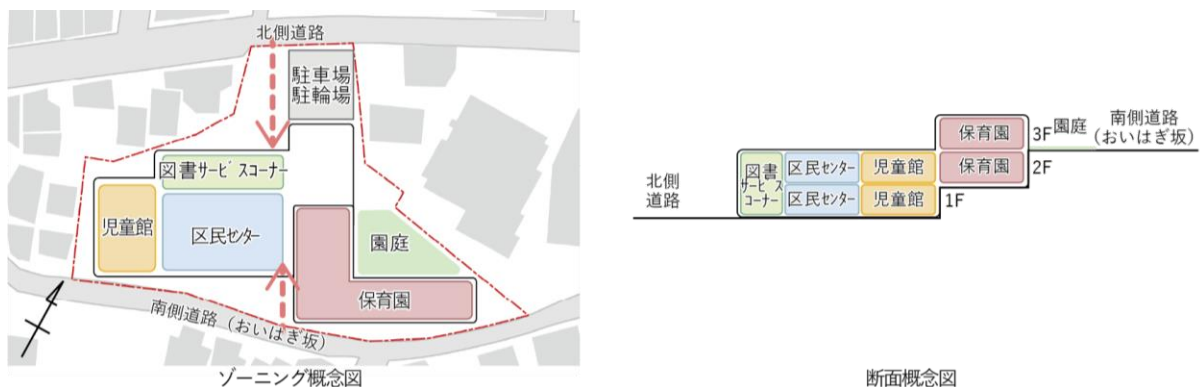


図 13 南馬込複合施設ゾーニング計画（詳細については設計段階で検討します。）

4-2-3. 平面計画案

高低差のある敷地の傾斜に沿って、低層の住宅地と調和のとれた建物を計画します。北側と南側の道路をつなぐ通り抜け階段やエレベーターによって高低差を解消し、さらに地域の回遊性の向上を目指します。

開かれたロビー空間や図書サービスコーナーによって、目的がなくても入りやすく、地域の居場所になり多世代交流のきっかけともなる施設を目指します。

保育園や児童館のセキュリティは確保しながら、図書サービスコーナーや体育室の出張利用や、通り抜け階段へ面した各室の作り方の工夫を通して、各機能の連携を図ります。

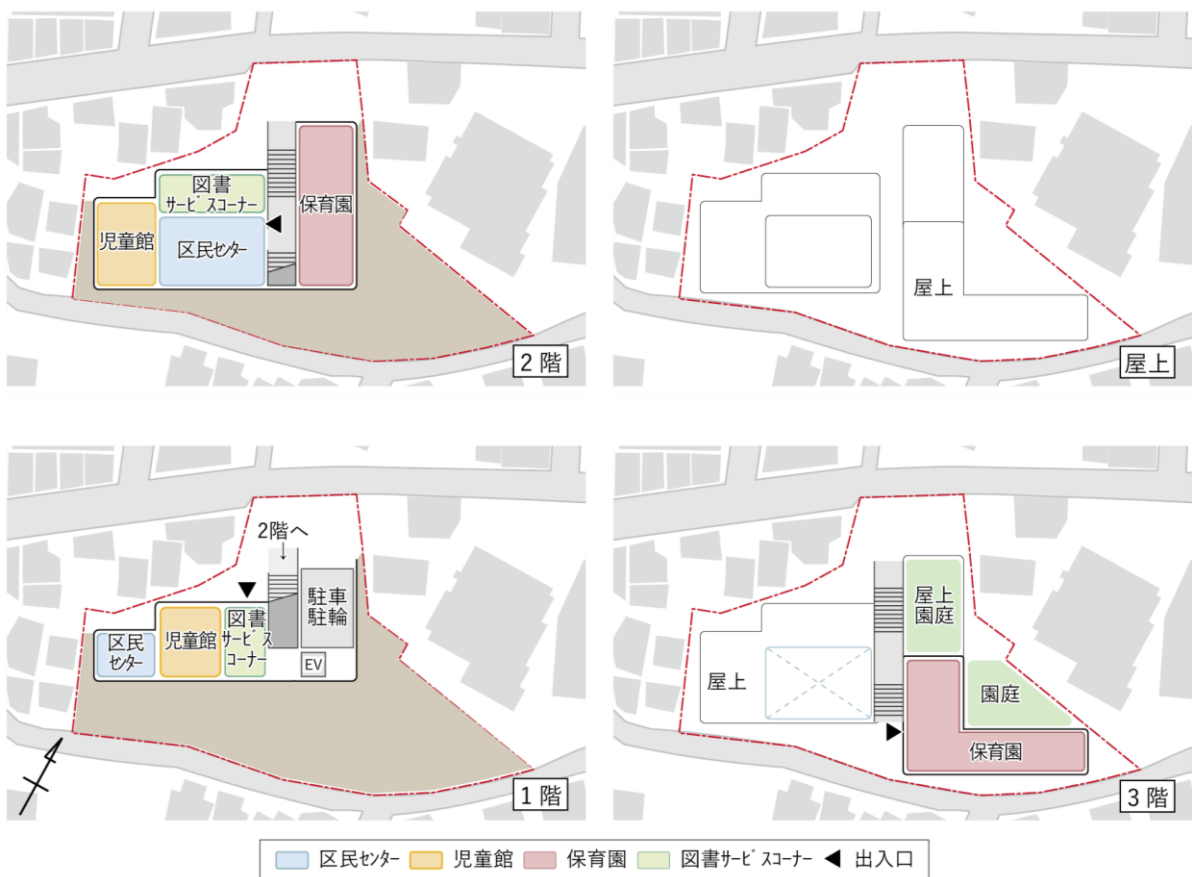


図 14 南馬込複合施設平面計画案

4 - 3. 環境計画

4 - 3 - 1. 環境負荷低減基準（ZEB基準）

本基本計画における環境計画は、パリ協定をはじめとした世界的な動向や、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、「大田区環境アクションプラン」に準拠したものとします。

本事業は、脱炭素社会を実現する上で影響の大きい解体・新設工事を伴うことから、「第2次大田区環境基本計画」及び「大田区脱炭素戦略」（省エネ、再エネ、蓄エネ等）を基に、ZEB Readyの達成を目指します。

併せて、循環型社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や緑化によるヒートアイランド現象の抑制等を検討します。

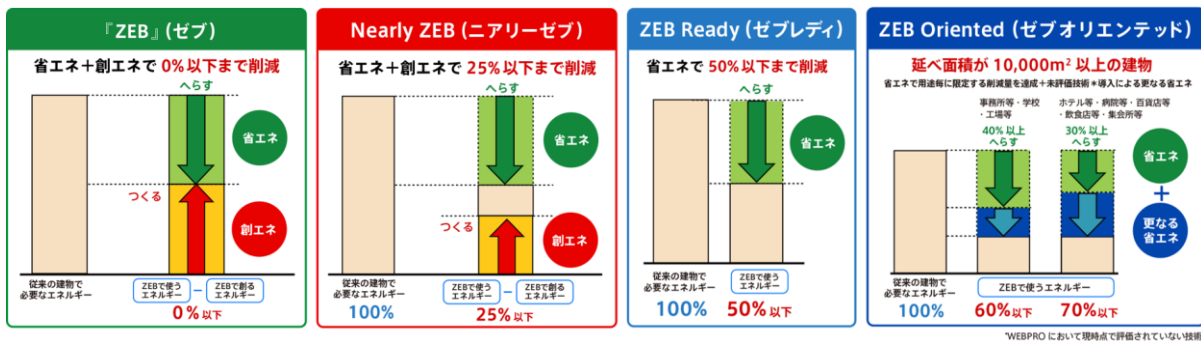


図 15 ZEB の定義（出典：環境省「ZEB PORTAL」）

ZEB Ready の達成に向けて、エネルギー消費量を減らす日射遮蔽、外皮性能向上、昼光利用、自然換気等の「建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量を減らすための技術（パッシブ技術）」と、高効率機器（照明、空調）の採用等の「エネルギーを効率的に利用するための技術（アクティブ技術）」の導入を検討します。

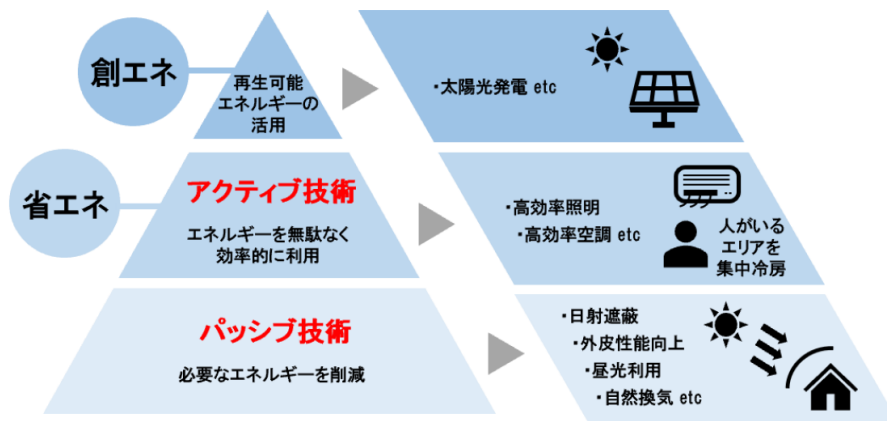


図 16 ZEB 達成のための方策

4-3-2. 自然エネルギー活用方針

ZEB Ready の達成に向け、馬込地区ならではの敷地特性を踏まえた自然エネルギーの活用を検討します。

○高低差を活用した自然換気

建物を地形に沿って配置し、高低差で生じる温度差を活用した換気を行います。建物上階では積極的に自然光を取り入れるとともに、下階との温度差による換気を促進します。

○自然風の活用

馬込地域の卓越風（春の南風、秋の北風）に配慮した建物配置により、春や秋の中間期において、敷地内や建物内に効果的に自然風を取り込みます。

○安定した北側拡散光の確保と南側直達日射の抑制

エントランスや各室の開口部、園庭やテラスを北側に配置し、安定した光環境を実現します。南側の直達日射を遮蔽することで、過度な熱負荷の取得を抑制します。

○植栽の蒸散効果の活用

地域と連続したランドスケープの形成を目指します。既存樹の活用も検討し、植栽によって園庭やテラス等に日陰をつくることで、屋外の活動を促します。また、植物の空気清浄効果や蒸散効果により、室内に冷涼な風を取り込みます。

屋上緑化についても検討し、豊かな活動空間の創出、蒸散効果による建物外皮への熱負荷の低減、及び周辺地域のヒートアイランド現象の緩和を図ります。

4－3－3．各機能の環境計画

複合施設の各機能の特性に応じた環境計画を行います。

○図書館

多様な活動を創出する拠点として、様々な活動に対応した、快適な環境の実現を目指します。

閲覧や展示の空間においては、床吹出空調等を採用することで、体に直接当たる風や騒音を抑え、読書等に集中できる静かで落ち着いた環境とします。

児童書コーナーにおいては、こどもがのびのびと活動できるよう、他の利用者への騒音等の影響が少ない空間を目指します。

多目的ラウンジは、公園やテラスとの一体的な活動が可能となるよう、屋外の暑さや寒さといった気温の変化に左右されにくい空調システムを検討します。

○特別出張所

待合においては、施設を訪れてすぐに快適な温度を感じられるスポット空調等を導入することで、心地よく過ごせる環境を検討します。

事務室においては、空調・照明の個別制御システム等の導入により、個人に応じた快適性を確保し、快適性と省エネルギーに寄与する計画を検討します。

○保育園

自然風・自然光の積極的な利用や、木のぬくもりを感じる自然素材を用いた内装により、こどもたちの健やかな成長をサポートする環境を目指します。

○区民センター・児童館

子育てや学習の空間においては、床付近の埃の舞い上がりにくい空調方式を採用する等、床に近い位置で過ごす乳幼児や児童が安心して過ごせる環境を実現します。

運動を行う体育室等の天井高の高い大空間では、人が活動する高さを優先的に空調する居住域空調の導入により、快適性と省エネルギーの両立を目指します。

4 - 4. 構造計画

4 - 4 - 1. 耐震性能の検討

両地区の施設については、多数の区民が利用する公共施設であり、かつ災害時には重要な役割を担うことから、高い耐震安全性を確保します。

構造計画の策定にあたって、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び東京都財務局の「構造設計指針」に準拠した計画とします。具体的な目標設定として、構造体は「Ⅱ類」、建築非構造部材は「A類」、建築設備は「乙類」とします。

表 7 耐震安全性の目標

(出典：国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」を加工して作成)

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

表 8 施設の分類（出典：東京都財務局「構造設計指針・同解説（令和5年版）」を加工して作成）

分類	目標水準		対象とする施設	用途例
	耐震	耐風		
I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が十分低い暴風に対して、人命の安全に加えて十分な機能の確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設。	・ 本庁舎、地域防災センター、防災通信施設 ・ 消防署、警察署 ・ 上記の附属施設（職務住宅・宿舎は分類Ⅱ。）
Ⅱ	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設。 (2) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) <u>多数の者が利用する施設。ただし、分類Ⅰに該当する施設は除く。</u>	・ 一般庁舎 ・ 病院、保健所、 <u>福祉施設</u> ・ 集会所、会館等 ・ 学校、 <u>図書館</u> 、社会文化教育施設等 ・ 大規模体育館、ホール施設等 ・ 市場施設 ・ 備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 ・ 上記の附属施設
Ⅲ	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設。	・ 寄宿舍、共同住宅、宿舎、工場、車庫、渡り廊下等 ※都市施設（「都市計画法」第11条参照）については別に考慮する。

表 9 非構造部材の耐震目標水準（出典：東京都財務局「構造設計指針・同解説（令和5年版）」を加工して作成）

分類	目標水準	対象とする施設
A	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設 (2) 危険物を貯蔵又は使用する施設 (3) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設
B	大地震動により非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	(1) 多数の者が利用する施設 (2) その他、分類 A 以外の施設

5. 事業費用概算

建設事業費の算定はその施設の意匠や構造、設備内容の仕様により大きく異なりますが、今後の基本設計でこれらの諸条件についての具体的な検討を行うため、本基本計画では従来方式の場合の類似事例による 1 m²あたりの工事費単価を元に算出します。

表 10 事業費用概算

区分		延べ面積 (m ²)	単価 (円/m ²)	概算工事費 (円・税別)	備考
中馬込地区	複合施設新設	4,600	1,220,000	56.1 億	類似事例単価
	既存施設解体	3,282	65,000	2.1 億	類似事例単価
南馬込地区	複合施設新設	3,150	1,250,000	39.4 億	類似事例単価

概算条件

- ・ 2026 年 3 月段階の概算金額であり、今後の物価上昇は含みません。
- ・ 地盤調査結果によって変動します。
- ・ ZEB Ready 目標での概算となります。
- ・ 工事費には外構整備（公園含む）も含まれます。

別途工事

- ・ アスベスト、PCB、ダイオキシン等の環境汚染物質の調査・撤去・処分は工事費に含みません。
- ・ 地中障害及び汚染度の除去・処分等は工事費に含みません。
- ・ 什器・備品等の引っ越し費用や保管費用等は工事費に含みません。
- ・ 什器・備品・カーテンブラインド・地中埋設物撤去費・各種引き込み負担金・電波障害対策費は工事費に含みません。
- ・ 情報通信設備（サーバー等）は工事費に含みません。
- ・ その他予想外の要因による特殊工事は工事費に含みません。

6. 今後のスケジュール

今後のスケジュール案は以下のとおりです。計画段階の想定工事時期を記載しています。

今後の検討によりスケジュールは変更となる可能性があります。

年度 内容	令和8	令和9	令和10	令和11
設計工程		基本設計	実施設計	
地域調整 (説明会等)	説明会等			
申請工程			開発 計画通知	
工事工程				工事

※工事期間中はゆうやけ児童公園を廃止し、建替え工事後に同規模の公園を再整備します

図 17 中馬込地区スケジュール

年度 内容	令和8	令和9	令和10	令和11
設計工程		基本設計	実施設計	
地域調整 (説明会等)	説明会等			
申請工程			48条 開発 計画通知	
工事工程				工事

図 18 南馬込地区スケジュール

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	1
工 事 件 名	道路舗装改良工事（するがや通り）
契 約 金 額	¥ 1 5 1 , 8 0 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区蒲田五丁目 26 番 8 号 株式会社吉田組 代表取締役 佐野 優雅
契 約 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 6 日
工 期	令和 9 年 3 月 2 5 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区大森東二丁目 2 番から 25 番先外 1 か所 (2) 工事内容 舗装工 一式、排水施設工 一式、街築工 一式、交通安全施設工 一式 (3) 案内図	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	道路舗装改良工事（するがや通り）		
令和8年5月26日					
入 札 参 加 者		第 1 回入札（税抜）	第 2 回入札（税抜）		
1	株式会社北林組	¥140,000,000 総合点34.8点 価格点14.8点 技術点20点			
2	株式会社トモエコーポレーション 東京支店	辞退			
3	松下土建株式会社	¥142,500,000 総合点21.6点 価格点10.6点 技術点11点			
4	株式会社吉田組	レ ¥138,000,000 総合点36.3点 価格点17.3点 技術点19点			
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称

株式会社吉田組

所在地

大田区蒲田五丁目26番 8 号

契約金額（税 込）

¥ 1 5 1 , 8 0 0 , 0 0 0 （落札率90.91%）

（税 抜）

¥ 1 3 8 , 0 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

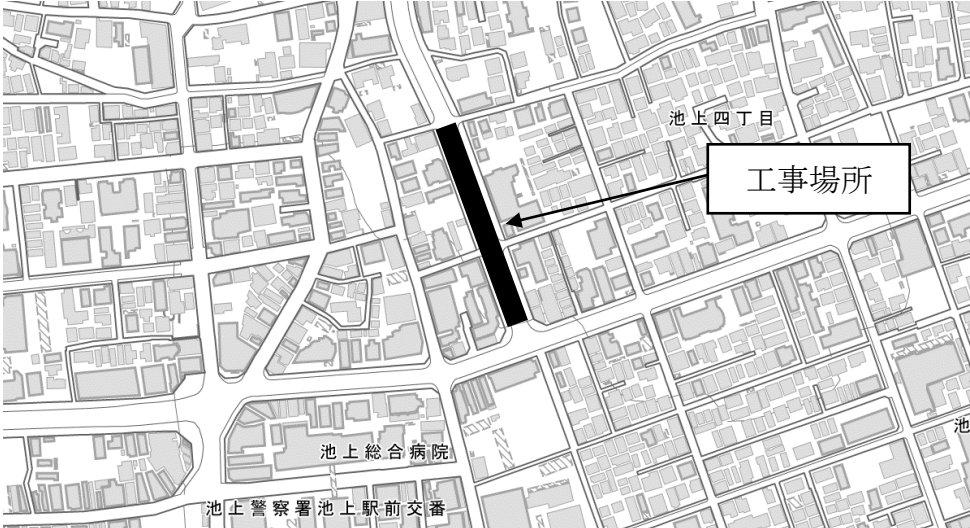
¥ 1 6 0 , 8 7 6 , 1 0 0

（税 抜）

¥ 1 4 6 , 2 5 1 , 0 0 0

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	主要 23 号線整備工事その 4 (池上新参道・電線共同溝)
契 約 金 額	¥ 1 0 1 , 9 7 0 , 0 0 0 -
契 約 の 相 手 方	大田区南馬込二丁目 13 番 3 号 株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤 友一
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 8 日
工 期	令和 9 年 3 月 1 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区池上四丁目 18 番から 30 番先 (2) 工事内容 電線共同溝整備延長約 253m (両側) ア 管路工 各種 イ プレキャストボックス設置工 特殊部 7 組 地上機器用ハンドホール 2 組 ウ 舗装工 アスファルト舗装工 (車道部) 約 293 m² (3) 案内図 	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	主要23号線整備工事その4（池上新参道・電線共同溝）		
令和8年6月8日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	池上建設株式会社	¥107,500,000 予定価格超過			
2	株式会社伊藤組	レ¥92,700,000 総合点43.2点 価格点18.2点 技術点25点			
3	栄伸道路株式会社	¥99,200,000 総合点18.6点 価格点2.6点 技術点16点			
4	株式会社トモエコーポレーション 東京支店	不参			
5					
6					
7					
8					

契約の相手方 名 称 株式会社伊藤組
所在地 大田区南馬込二丁目13番 3 号

契約金額（税 込） ¥ 1 0 1 , 9 7 0 , 0 0 0 （落札率93.28%）
（税 抜） ¥ 9 2 , 7 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込） ¥ 1 0 9 , 3 1 8 , 0 0 0
（税 抜） ¥ 9 9 , 3 8 0 , 0 0 0

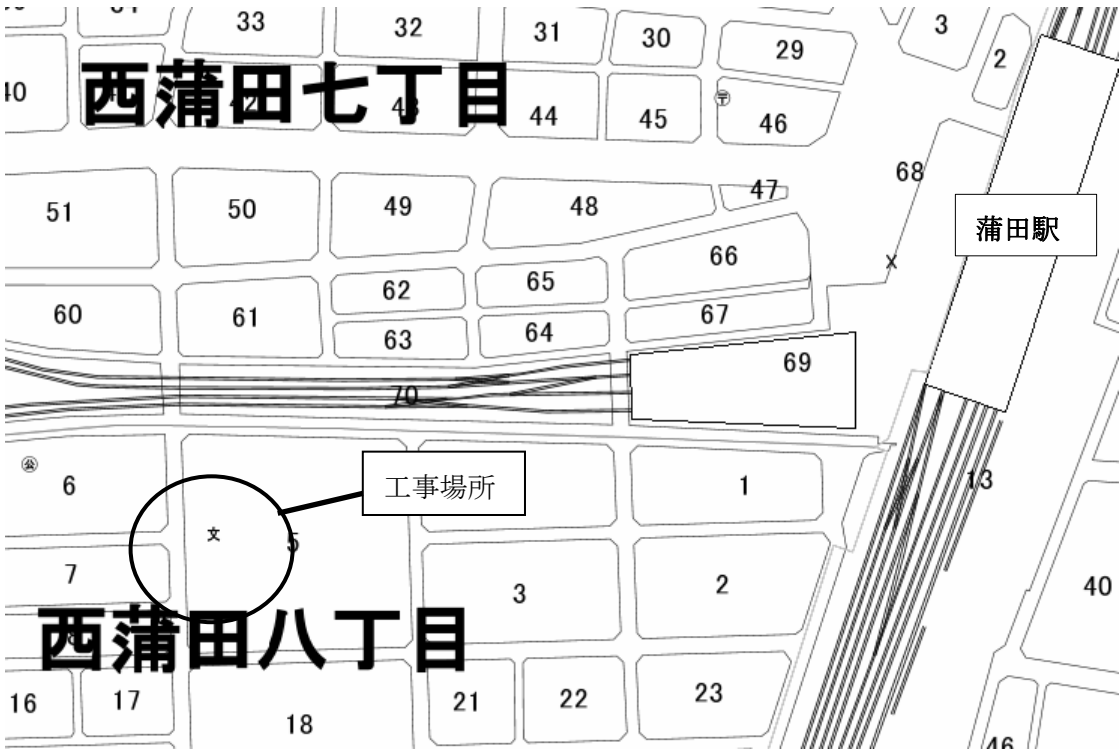
工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	3
工 事 件 名	御園中学校便所（棟番号⑬－3）全面改修その他工事
契 約 金 額	¥ 6 7 , 9 8 0 , 0 0 0 －
契 約 の 相 手 方	大田区西蒲田七丁目 19 番 12 号 株式会社オカノ 代表取締役 岡野 洋平
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 8 日
工 期	令和 9 年 3 月 1 5 日

工 事 概 要

- (1) 工事場所
大田区西蒲田八丁目 5 番 1 号
- (2) 工事内容
ア 便所（棟番号⑬－3）全面改修工事 一式
イ 廊下床及び流し台改修その他工事 一式
- (3) 案内図



入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	御園中学校便所（棟番号⑬－３）全面改修その他工事		
令和８年６月８日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （税 抜）	第 2 回 入 札 （税 抜）		
1	株式会社オカノ	ㄥ¥61,800,000			
2	広創建設株式会社	¥69,600,000			
3	甲田建設株式会社	辞退			
4	本間建設株式会社	¥71,650,000			
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称株式会社オカノ

所在地大田区西蒲田七丁目19番12号

契約金額（税 込）

¥ 6 7 , 9 8 0 , 0 0 0 （落札率98.54%）

（税 抜）

¥ 6 1 , 8 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 6 8 , 9 8 4 , 3 0 0

（税 抜）

¥ 6 2 , 7 1 3 , 0 0 0

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	4
工 事 件 名	矢口中学校便所（棟番号㊱－2）全面改修その他工事
契 約 金 額	¥ 6 7 , 4 3 0 , 0 0 0 －
契約の相手方	大田区東嶺町 41 番 24 号 広創建設株式会社 代表取締役 蓮池 崇
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 8 日
工 期	令和 9 年 3 月 1 5 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区下丸子二丁目 23 番 1 号 (2) 工事内容 ア 便所（棟番号㊱－2）全面改修工事 一式 イ 廊下床及び流し台改修その他工事 一式 (3) 案内図	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	矢口中学校便所（棟番号⑪－２）全面改修その他工事		
令和８年６月８日					
入 札 参 加 者		第 １ 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 ２ 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	株式会社オカノ	¥70,280,000	辞退		
2	広創建設株式会社	¥62,270,000	レ ¥61,300,000		
3	本間建設株式会社	¥68,900,000	¥62,170,000		
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称

広創建設株式会社

所在地

大田区東嶺町41番24号

契約金額（税 込）

¥ 6 7 , 4 3 0 , 0 0 0 （落札率98.88%）

（税 抜）

¥ 6 1 , 3 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

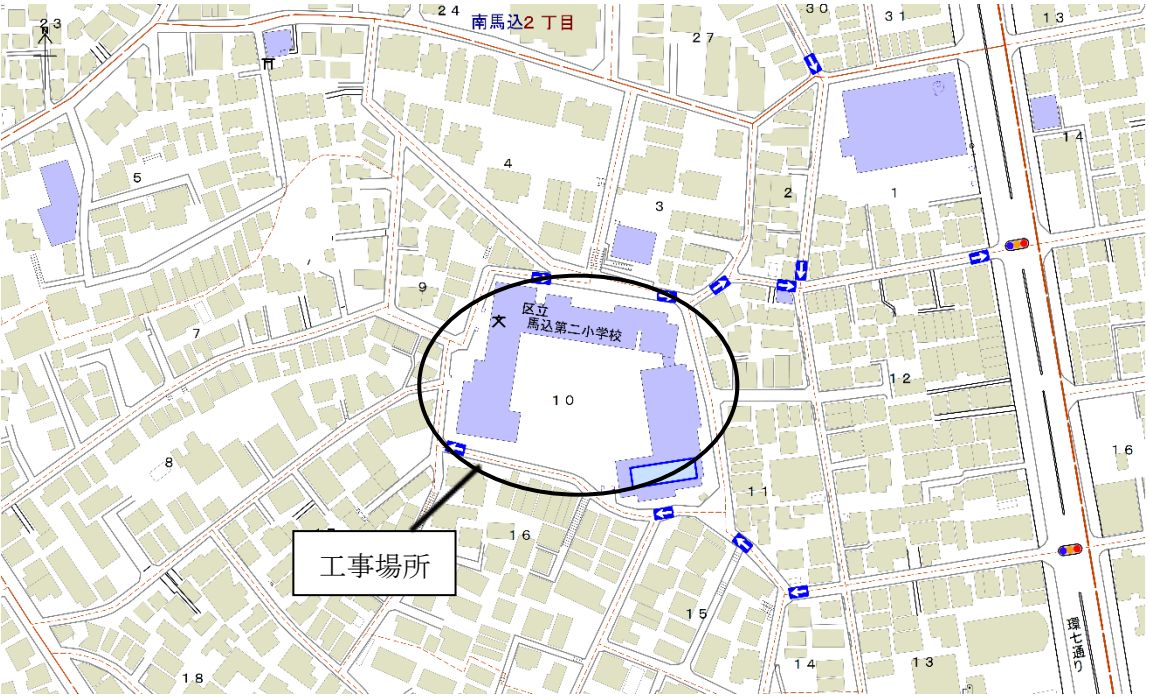
¥ 6 8 , 1 9 1 , 2 0 0

（税 抜）

¥ 6 1 , 9 9 2 , 0 0 0

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	5
工 事 件 名	馬込第二小学校音楽室防音改修その他工事
契 約 金 額	¥ 6 5 , 2 3 0 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区中央二丁目 17 番 1 号 株式会社鐺谷工務店 代表取締役 鐺谷 勉
契 約 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 6 日
工 期	令和 9 年 2 月 2 6 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南馬込三丁目 10 番 1 号 (2) 工事内容 ア 音楽室防音改修工事 一式 イ 廊下スロープ新設工事 一式 ウ ア、イに伴う内装改修工事 一式 エ ア、イに伴う電気設備工事 一式 オ ア、イに伴う機械設備工事 一式 (3) 案内図 	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	馬込第二小学校音楽室防音改修その他工事		
令和8年5月26日					
入 札 参 加 者		第 1 回 入 札 （ 税 抜 ）	第 2 回 入 札 （ 税 抜 ）		
1	小川建設株式会社	辞退			
2	株式会社鐺谷工務店	ㄥ¥59,300,000 総合点30.1点 価格点15.6点 技術点14.5点			
3	幸建設株式会社	¥68,200,000 予定価格超過			
4					
5					
6					
7					
8					

契約の相手方

名 称

株式会社鐺谷工務店

所在地

大田区中央二丁目17番1号

契約金額（税 込）

¥ 6 5 , 2 3 0 , 0 0 0 （落札率95.85%）

（税 抜）

¥ 5 9 , 3 0 0 , 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 6 8 , 0 5 7 , 0 0 0

（税 抜）

¥ 6 1 , 8 7 0 , 0 0 0

総務財政委員会 令和8年6月18日・19日
総務部 資料1番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	6
工 事 件 名	南六郷小学校便所（棟番号①東側）全面改修その他工事
契 約 金 額	¥ 6 6 , 5 2 8 , 0 0 0 -
契約の相手方	大田区南馬込六丁目1番12号 拓栄建設株式会社 代表取締役 村松 隆康
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 日
工 期	令和 9 年 3 月 1 2 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南六郷三丁目7番1号 (2) 工事内容 ア 便所（棟番号①ー1東側）全面改修工事 一式 イ 廊下及び流し台改修工事 一式 ウ 仮設外廊下撤去工事 一式 (3) 案内図	

入 札 経 過 調 書

入 札 年 月 日		件名	南六郷小学校便所（棟番号①東側）全面改修その他工事		
令和8年6月1日					
入 札 参 加 者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）		
1	株式会社オカノ	辞退			
2	広創建設株式会社	¥71,800,000	¥62,900,000		
3	甲田建設株式会社	辞退			
4	株式会社蔵王建設	¥70,300,000	不参		
5	拓栄建設株式会社	¥63,000,000	㇔ ¥60,480,000		
6	本間建設株式会社	¥71,000,000	辞退		
7					
8					

契約の相手方

名 称

拓栄建設株式会社

所在地

大田区南馬込六丁目 1 番12号

契約金額（税 込）

¥ 6 6 ， 5 2 8 ， 0 0 0 （落札率99.82%）

（税 抜）

¥ 6 0 ， 4 8 0 ， 0 0 0

予定価格（税 込）

¥ 6 6 ， 6 4 7 ， 9 0 0

（税 抜）

¥ 6 0 ， 5 8 9 ， 0 0 0

総務財政委員会
令和8年6月18日・19日
総務部 資料1番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

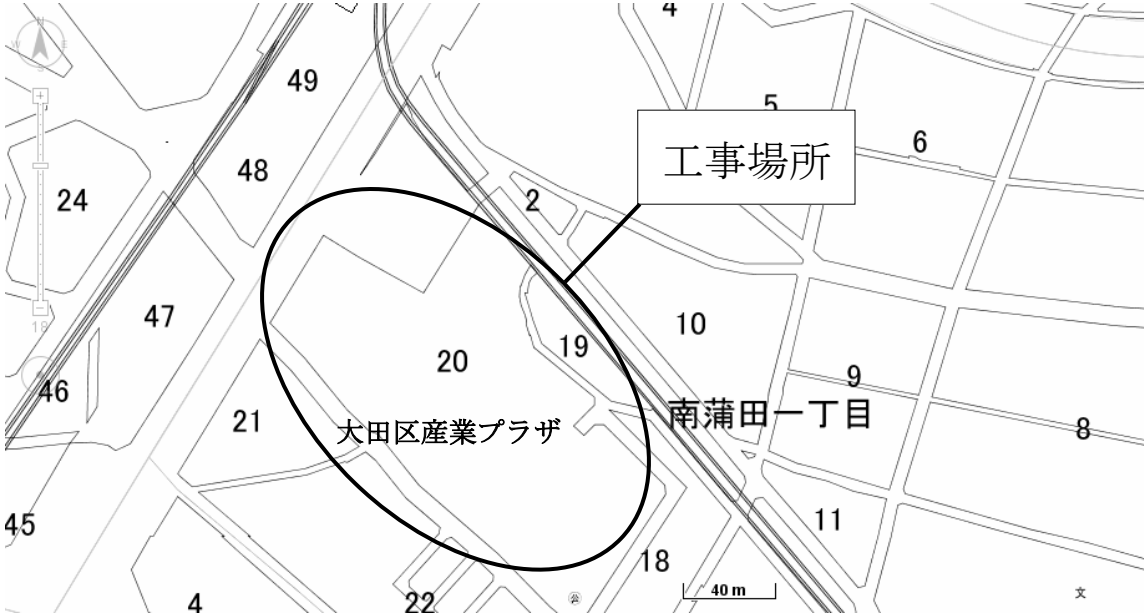
報 告 番 号	7
工 事 件 名	大田区立南六郷くすのき園大規模改修電気設備工事（長寿命化）
契 約 金 額	¥150,260,000-
契約の相手方	大田区中央八丁目5番3号 ミツル電気株式会社 代表取締役 竹端 真理
契 約 年 月 日	令和 8 年 5 月 28 日
工 期	令和 9 年 5 月 31 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南六郷三丁目23番9号 (2) 工事内容 大規模改修に伴う電気設備工事 一式 (3) 案内図 	

入 札 經 過 調 書

入札年月日		件名	大田区立南六郷くすのき園大規模改修電気設備工事 (長寿命化)		
令和8年5月28日					
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)		
1	株式会社城南サービス	辞退			
2	新栄電気株式会社	辞退			
3	新星電工株式会社	¥152,000,000 予定価格超過			
4	株式会社NAGAOKA	¥127,000,000 総合点23点 価格点0点 技術点23点			
5	仲村電業株式会社	¥147,000,000 予定価格超過			
6	ミツル電気株式会社	レ¥136,600,000 総合点47.1点 価格点19.1点 技術点28点			
7					
8					
契約の相手方 名 称 ミツル電気株式会社 所在地 大田区中央八丁目5番3号					
契約金額(税込) ¥150,260,000 (落札率93.79%) (税抜) ¥136,600,000					
予定価格(税込) ¥160,215,000 (税抜) ¥145,650,000					

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、18,000 万円未満のもの

報 告 番 号	8
工 事 件 名	大田区産業プラザ昇降機設備改修工事
契 約 金 額	¥ 6 9 , 8 5 0 , 0 0 0 - 随意契約
契約の相手方	東京都千代田区内神田二丁目 15 番 4 号 司ビル 4 F 日東エレベータ製造株式会社 代表取締役 諸星 雄二
契 約 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 日
工 期	令和 9 年 1 0 月 2 9 日
工 事 概 要	
(1) 工事場所 大田区南蒲田一丁目 20 番 20 号 (2) 工事内容 昇降機設備改修工事 一式 (3) 案内図 	

総務財政委員会 令和 8 年 6 月 18・19 日
区民部 資料 1 番
所管 国保年金課

後期高齢者医療制度に係る「資格確認書」の暫定運用の終了について

国はこれまで、後期高齢者医療制度被保険者について、全員に資格確認書を職権交付することとしてきた。この取扱いが令和 8 年 8 月より変更されることとなり、年齢及び被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の過去の利用実績から見てその利用が難しいと判断される場合に限り、「資格確認書」の交付対象とするものとされた。

今般、東京都における保険運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合においても同様の取扱いとする方針が示され、6 月上旬に広域連合より全ての被保険者に案内が送付されたため、以下のとおり報告する。

1 経緯

- (1) 令和 6 年 12 月 2 日に被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した。ただし、同日以降の後期高齢者医療制度の新規加入者等については、令和 7 年 8 月の年次更新までの間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用（以下「暫定運用」という。）として、資格確認書の職権交付の対象とした。
- (2) 令和 7 年 4 月 3 日付け厚生労働省の事務連絡により、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、令和 8 年 8 月の年次更新までの間、暫定運用を継続する旨の通知があった。
- (3) 令和 8 年 1 月 27 日付け厚生労働省の事務連絡により、暫定運用を見直すこととし、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績から見てその利用が難しいと判断される場合に限り、資格確認書の職権交付の対象とするものとされた。

2 今後の取扱い

令和 8 年 8 月 1 日時点における年齢を基準として、次のとおり取り扱う。

(1) 85 歳以上の被保険者

マイナ保険証の利用率が他の年代と比較して相対的に低く、施設入所率も高い状況にあること等を踏まえて、マイナ保険証の利用実績にかかわらず「資格確認書」を職権交付する。

(2) 84 歳以下の被保険者

マイナ保険証の利用実績を踏まえ、直近 1 年間にマイナ保険証の利用が 6 回以上あり、かつ、概ね直近 3 か月以内に利用実績がある場合は、資格確認書を職権交付せず、「資格情報のお知らせ」を交付し、それ以外の被保険者には「資格確認書」を職権交付する。

3 今後のスケジュール

7 月 1 日 区報にて「資格確認書及び資格情報のお知らせ」について周知

7 月中旬 資格確認書等の送付について、区設掲示板、各地域福祉課、特別出張所等にポスターを掲示

7 月中旬 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を発送し、7 月 28 日までに到着予定

令和8年5月31日現在

令和7年度 大田区各会計歳入歳出決算

収入率・執行率は四捨五入

一般会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		369,034,630,000		
歳 入 総 額		362,317,241,436	98.18	95.67
歳 出 総 額		348,706,568,961	94.49	94.40
歳入歳出差引額		13,610,672,475		
継続費通次 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
繰越明許費 繰越額 ※	一般財源	4,476,181,000		
	特定財源	53,538,000		
事故繰越し 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
翌年度繰越額	一般財源	4,476,181,000		
	特定財源	53,538,000		
実質収支額		9,080,953,475		
財政基金積立金		4,540,477,000		
翌年度繰越財源		4,540,476,475		

国民健康保険事業特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		64,730,059,000		
歳 入 総 額		63,517,964,505	98.13	97.27
歳 出 総 額		63,247,190,410	97.71	96.47
歳入歳出差引額		270,774,095		
後期高齢者医療特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		21,411,180,000		
歳 入 総 額		21,416,208,135	100.02	100.21
歳 出 総 額		21,356,330,477	99.74	99.45
歳入歳出差引額		59,877,658		
介護保険特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予 算 現 額		64,482,479,000		
歳 入 総 額		63,753,148,258	98.87	99.32
歳 出 総 額		62,431,316,016	96.82	97.06
歳入歳出差引額		1,321,832,242		

※繰越明許費繰越額は、繰越明許費6,147,615,000円から未収入特定財源1,617,896,000円を除外したものである。